

平成25年(ワ)第46号, 同第220号, 平成26年(ワ)第224号 直送済
損害賠償請求事件

原告 伊東達也 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力準備書面 (31)
(本件事故後における原告らの具体的な生活状況等について)

令和2年10月13日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士

棚 村 友 博



同

田 中 秀 幸



同

青 木 翔 太 郎



同訴訟復代理人弁護士

貞 弘 賢 太 郎



同

石 神 脩 平



<目 次>

第1	はじめに.....	5
第2	原告本人尋問の結果等によって認められる原告らの生活状況等について ...	5
1	いわき市内における空間放射線量の状況によって客観的な健康被害の危険が生じているものでないことを原告らは十分に認識しており, また認識し得たこと.....	5
2	原告らは本件事故後速やかにいわき市内での社会的活動を再開したこと ..	12
(1)	本件地震及び本件津波による被災状況について	12
(2)	避難の有無及び避難期間について	13
(3)	本件事故後における学校, 商業施設, 病院等の再開状況について.....	25
(4)	本件事故後における食生活等の状況について	29
(5)	本件事故後における就労・営農等の再開状況について	32
3	本件事故の放射線による健康への影響について.....	40
4	まとめ.....	45
第3	原告らが述べる精神的苦痛の内容に対する反論について	47
1	原告本人尋問が実施された原告について.....	47
(1)	原告番号1008	47
(2)	原告番号1021	48
(3)	原告番号1049	49
(4)	原告番号1067	51
(5)	原告番号1070	51
(6)	原告番号1072	53
(7)	原告番号1075	54
(8)	原告番号1077	55
(9)	原告番号1081	57
(10)	原告番号1117	58

(11) 原告番号1128	59
(12) 原告番号1130	60
(13) 原告番号1132	61
(14) 原告番号1195	65
(15) 原告番号1204	66
(16) 原告番号1233	67
(17) 原告番号1289	67
(18) 原告番号1326	69
(19) 原告番号1506	69
(20) 原告番号1612	70
(21) 原告番号1624	71
(22) 原告番号2005	72
(23) 原告番号2041	74
(24) 原告番号2245	76
(25) 原告番号2272	78
(26) 原告番号2304	80
(27) 原告番号2497	81
(28) 原告番号2501	82
(29) 原告番号2528	83
(30) 原告番号3133	85
2 原告本人尋問は実施されず，陳述書のみ証拠提出する原告について.....	87
(1) 原告番号1165	87
(2) 原告番号1206	88
(3) 原告番号1239	90
(4) 原告番号1318	91
(5) 原告番号1332	92

(6) 原告番号 1 5 7 9	93
(7) 原告番号 2 1 3 6	94
(8) 原告番号 2 2 8 1	96
3 その他の原告について.....	97
(1) 原告番号 1 4 2 1 ないし同 1 4 2 4, 同 1 6 6 1, 同 1 7 0 5, 同 2 1 8 2	97
(2) 原告番号 2 1 5 5	97
(3) 原告番号 2 1 6 2 及び同 3 0 2 7	98
(4) 世帯番号 2 - 7 3 - 2 (原告番号 2 1 8 8)	99
(5) 世帯番号 2 - 1 0 7 (原告番号 2 2 5 7 及び訴外妻), 同 3 - 1 1 - 2 (原 告番号 3 0 2 0 及び同 3 0 2 1)	99
第 4 結語	100

第1 はじめに

本準備書面は、原告本人尋問の結果及び原告らの陳述書等（以下「原告本人尋問の結果等」という。）によって認められる本件事故後における原告らの生活状況等の事情からしても、いわき市内の本件事故による放射線の作用によって原告らの「法律上保護される利益」が侵害される状況に至っておらず、仮に、そのような侵害が生じていると解される余地があるとしても、その程度は大きいものではなく、被告東京電力の既払金を超えて精神的損害の賠償を求める原告らの請求には理由がないことを明らかにするものである。

以下、具体的な事情に基づいて論じる。

第2 原告本人尋問の結果等によって認められる原告らの生活状況等について

1 いわき市内における空間放射線量の状況によって客観的な健康被害の危険が生じているものでないことを原告らは十分に認識しており、また認識し得たこと

(1) 原告本人尋問の結果等から、以下の事実が認められる。

ア 原告番号1021は、本件事故後、テレビやラジオ等で情報収集しており、いわき市内の空間放射線量が徐々に低減していることを確認していたほか、平成23年3月15日から同月25日まで避難していた間も、いわゆるママ友らと電話やLINE等で毎日連絡をとり、ママ友の中にも徐々に帰還する者や帰還しようとする者がいることや、同原告の娘が本件事故当時に通っていた幼稚園が再開するかもしれないとの情報を入手していた（甲D27・15頁、原告番号1021本人調書26～28頁、36頁）。また、同原告は、水や食べ物の放射線量について基準値以下である、検出限界以下であるという情報にも接しており、放射線による健康リスクはたばこや運動不足と比較しても高いものではないとの国や県の資料にも接したことがある（同本人調書41頁）。

イ 原告番号1049は、平成23年3月17日から避難していたが、当時の勤務先(いわき・さくらんぼ保育園)における空間放射線の測定結果を踏まえて、同月30日にいわき市に帰還して勤務を再開することを決めた。同原告は、新聞やいわき市の広報誌によって放射線量等の情報収集をしていた(以上、原告番号1049本人調書21～22頁, 25頁)。

ウ 原告番号1067が勤務している浜通り医療生活協同組合は、本件事故後、被ばく者医療に携わる医師を招聘して講演会を実施したところ、同医師は、平成23年3月ないし同年5月頃のいわき市内の空間放射線量につき、「ただちに健康に影響を与える値ではない」と述べていた(原告番号1067本人調書24頁)。また、同原告は、平成23年5月頃から、入手した線量計を用いて、いわき市洋向台所在の自宅周辺の放射線量を測定していたところ、その数値は毎時0.15マイクロシーベルト程度で推移しており、当該空間放射線量について、同原告は、「ほとんど、そこから急に上がったということはない」と述べている(同本人調書22～23頁)。

エ 原告番号1072は、本件事故後に参加した放射線の学習会において、「外からの放射能についてはそれほど心配ない」と聞いたほか、低線量被ばくよりたばこや運動不足の方が体に悪い、飛行機に乗った場合に宇宙からの放射線に被ばくすることがある旨記載された資料を見ていた(原告番号1072本人調書12～13頁)。

オ 原告番号1075が本件事故当時に副理事長を務めていた、浜通り医療生活協同組合では、平成23年3月18日頃、「被ばく医療については日本で第一人者」とされる斉藤紀が組合員らに対する講演を行った(原告番号1075本人調書8頁, 甲D64・2頁)。その講演の中で、同医師は、「(本件事故による放射線の影響では)急性期の障害はすぐには出ないということですね。ですから、今皆さんがやらなくちゃならないのは、残って患者さんを守ることが第一の課題だ」旨の見解を述べた(同本人調書8頁)。また、「東海村の原子力研究所」

の勤務経験を有し、「東北大学で放射化学を教えていた」同大学の吉原賢二名誉教授が、平成23年3月20日頃から同月27日頃までの間、いわきFMラジオを通じて、「(本件事故による放射線の影響では)急性期の障害はないので、落ち着いて冷静に収めよう」という内容の話を繰り返しており、同原告は、その話を「何度も」聞いていた(同本人調書9頁)。

カ 原告番号1077は、年間20ミリシーベルト被ばくするとした場合の健康リスクは、喫煙、肥満などの他の発がん要因によるリスクと比べても低いとされていること(乙A37・9～10頁)や、成田・ニューヨーク間を飛行機で1回往復すると、約0.2ミリシーベルトの放射線を宇宙から受けるとされていること(乙B3・34頁)等、国や専門家が明らかにしている知見を知っていると述べている(原告番号1077本人調書17頁)。

キ 原告番号1081は、本件事故当時、いわき市の教職員組合の専従職員として従事していたところ、平成23年3月23日に、避難先からいわき市へ帰還するに当たり、同市から避難していない同僚から情報を聞き、教職員組合で購入した線量計で自宅の空間放射線量を測定している(原告番号1081本人調書19～20頁)。また、同原告は、本件事故後に、いわき市内の小中学校や幼稚園における積算放射線量の測定結果をいわき市のホームページで確認しており、乙A第44号証(福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について)記載の判断が文部科学省によってなされたことも確認している(同本人調書24～26頁)。

ク 原告番号1117は、本件事故発生から「6日とか7日目辺りぐらい」に、放射線防護学者の野口日本大学助教授から、避難する際の放射線量の程度につき、「数日様子を見て線量が低くならないなら避難も考えたら」との助言を得ていたところ(甲D13・8頁、原告番号1117本人調書52頁)、その頃、自ら放射線測定器を入手して自宅周辺の放射線量を測定するなどしたことにより、「精神的に落ち着き」、「(避難しないことについて)かなり正しい判断ではない

かというふうな確信」をもって（同本人調書51～52頁）、結局、避難することなく、いわき市平の自宅での生活を継続した。

ケ 原告番号1128は、平成23年3月13日から同月23日の間、東京都の訴外長男宅及び訴外次男宅へ避難していたところ、その間、「いわきの様子は電話等で仲間の人たちと連絡を取っていましたので、ある程度分かっていました。」、テレビの報道もあったと述べ（原告番号1128本人調書4頁）、いわき市に戻る頃の状況については「何とかかんとか生活はできると思いました。」と述べている（同本人調書27頁）。また、同原告は、平成23年4月頃に放射線の勉強会を行い、いわき市の状況について、専門家（安齋育郎教授を挙げている。）から「この程度で安心だと思う」などの説明を受けた（同本人調書29～30頁、42頁）。

コ 原告番号1130は、テレビの報道、安齋育郎教授、ジャーナリストの江川紹子氏の報告学習会等から得られた情報を踏まえて、風向きにさえ気を付けていれば、直ちに避難する必要はないと判断したと述べている（原告番号1130本人調書4～5頁、26頁）。

サ 原告番号1132自宅（いわき市四倉町）の空間放射線量は、平成23年11月時点では、屋内が毎時0.25ないし0.4マイクロシーベルトであった（原告番号1132本人調書27頁、甲D14・6頁）。同原告は、本件事故後は、テレビやラジオの報道で本件事故の情報を得ていたが、本件原発30キロ圏外の住民も避難すべきという論調の報道はなかったと述べている（同本人調書23～24頁）。また、同原告は、平成23年3月末頃から約1年間にわたり、連日1回当たり40分から1時間程度、経済産業省の保安院や福島県の相談窓口相談を行い、身の回りの放射線の心配ごとについて丁寧な説明を受けたと述べている（同本人調書9～12頁）。

シ 原告番号1195は、本人尋問において、「平成23年4月頃というのは、あなたはやはり新聞等を見て、いわき市内の線量のこととかは見ていたというこ

とですか。」との質問に対し「気にはしていません。」と述べている（原告番号1195本人調書29頁）。その上で、同原告は、本件事故後に避難していた訴外孫ら4名（訴外長女の子2名（本件事故当時12歳，10歳・同本人調書26頁），訴外長男の子2名（平成15年生まれ，平成17年生まれ・甲D52・2頁）が，平成23年4月初め頃から同月20日頃の間、各避難先からいわき市に帰還してくる際、訴外長女及び訴外長男（孫らの親）に対し、「特に反対はしませんでした。」と述べている（同本人調書29頁）。

ス 原告番号1206は、本件事故による放射線の影響についてインターネットで情報収集をしており、インターネット上では、本件事故発生後約1か月間にわたり、いわき市の近隣自治体の情報が10分間隔で発表されるなど、「情報量は極めて豊富」であったと述べている。同原告は、そのような情報から、同原告が居住するいわき市遠野町について、「私の居住地周辺については比較的安全だと思いました」と述べている（以上，甲D19・2～3頁）。

セ 原告番号1239（妻）は、本件事故後は、いわき市から貸し出される線量計を持って外出していたほか、モニタリングポストなどはよくチェックしていた（甲D68・10頁）。

ソ 原告番号1289は、平成23年12月末まで、子である同1290及び同1291とともに長野県に避難していた期間中も、同年4月11日にいわき市平の自宅に帰還した同1288（夫）から、回覧板等で知らされるいわき市内の放射線量の情報を伝え聞いていた（原告番号1289本人調書20頁）。

タ 原告番号1624は、避難した妊娠中の次女に対し、平成24年11月頃までの間、「書物」や「資料」を根拠として、「一時よりも随分弱くなっているから、これこれの数値になっているから。」「大丈夫、心配ないだろう。」などと説得して、同月頃、次女をいわき市に帰還させた（原告番号1624本人調書29頁）。

チ 原告番号2005自宅（いわき市久之浜町・旧屋内退避区域）の空間放射線

量は、平成23年5月3日時点では、屋内が毎時0.42マイクロシーベルトであり（甲D61の1・5頁）、屋外は、自治体による除染前の平成25年1月8日時点で、毎時0.28ないし0.50マイクロシーベルトであった（甲D61の2）。

ツ 原告番号2245の自宅があるいわき市小川町（旧屋内退避区域）の空間放射線量は、平成23年6月時点で、一部集落を除き、毎時0.15ないし0.20マイクロシーベルトであったほか、行政による自宅屋外の空間放射線量の測定（10地点程度）を受けた際には、雨樋下の1地点が毎時0.45マイクロシーベルトであったほかは、いずれも毎時0.23マイクロシーベルトを下回っていた。また、同原告は、避難を終了した平成23年3月26日時点におけるいわき市の状況について、「本当にもうだめだといような危機的な感じはだいぶ薄れてきた」、「本当に大変だなんていうことではなくなったのかなという思いもありました。」と述べている（以上、原告番号2245本人調書15頁、26～27頁、30頁）。

テ 原告番号2272は、自宅のあるいわき市内郷高坂町の空間放射線量について、内郷支所の空間放射線量よりも毎時0.05マイクロシーベルト程度高かったと述べているところ、広報誌で公表されている同支所の空間放射線量は、平成23年6月19日時点で、毎時0.24ないし0.30マイクロシーベルトとなっている（原告番号2272本人調書25～26頁、乙A61の3）。また、同原告は、本件事故後に、自宅の空間放射線量を測定していたが、平成23年10月以降は、測定結果が「かなり低くなっている」ことから、測定自体行わなくなった（同本人調書24頁、33頁）。

ト 原告番号2528は、平成23年3月18日から同月20日頃にかけて、テレビのニュースやラジオで、いわき市平における空間放射線量、当該空間放射線量が直ちに健康に害を及ぼすものではないこと、食品は洗えば大丈夫、洗濯物の放射性物質ははたけば落ちるといった放射線専門家の見解が紹介されている

のを聞いた（原告番号2528本人調書20～23頁，甲D54の3・2頁）。また，同原告は，平成23年7月頃，医療生協が開催する放射線についての学習会に参加したが，同学習会で医師や放射線専門家はいわき市内では通常の日常生活を送ることができないという意見を述べていなかった（同本人調書26～27頁）。平成23年7月及び同年8月における同原告の自宅（いわき市常磐藤原町）の空間放射線量は，地上1メートル地点で，屋外が毎時0.14ないし0.25マイクロシーベルト，屋内が毎時0.12ないし0.15マイクロシーベルトであった（同本人調書16～17頁，26頁，甲D54の4，甲D54の5）。

（2）小括

被告東京電力準備書面（8）及び同（13）において詳述したとおり，本件事故後のいわき市内における空間放射線量の状況や，当該空間放射線量による健康影響はなく，本件事故後もいわき市内に滞在して安全に生活を送ることができる状況にあること等の情報については，本件事故後に広く情報提供されており，原告らもそのような情報を認識して行動していることは，原告本人尋問の結果等からも明確に裏付けられている。

このようないわき市内における空間放射線量の状況や，当該空間放射線量による健康影響に関する科学的知見といういわき市民にとって大きな関心を有する事柄の情報は，原告番号1206が「情報量は極めて豊富」であったと述べるとおり（前記ス），本件事故直後から，テレビ，ラジオ，新聞，自治体のホームページや広報誌，回覧板，モニタリングポスト等のあらゆる媒体を通じて情報提供がなされており，現に多くの原告がこれらの媒体を通じて認識していた。さらに，医師や専門家による放射線に関する講演会・学習会に参加してより専門的な知見を得る者（前記ウ，オ，ク～コ，ト）や，国や県の相談窓口にご相談を行って身の回りの放射線に関する心配事を解消する者（前記サ）もあり，

本件事故後に提供されていた情報については、職場の同僚や友人との間で共有もなされていた（前記ア、キ）。

以上のとおり、いわき市内においては、本件事故後に放射線による健康影響を懸念すべき客観的状況にはなく、かかる客観的状況について原告らを含むいわき市の住民は十分に認識し、認識し得たというべきである。そして、そのように客観的な健康被害の危険が生じているものではない中で、抽象的な危惧感を覚えることがあったとして、原告ら各人に対する具体的な法益侵害があったと評価することはできず、精神的損害の発生が基礎付けられるものではない。

2 原告らは本件事故後速やかにいわき市内での社会的活動を再開したこと

(1) 本件地震及び本件津波による被災状況について

原告本人尋問の結果等から、以下の事実が認められる。

ア 原告番号1130の自宅（いわき市平所在）周辺は、本件地震により断水となったが、平成23年4月までに復旧した（原告番号1130本人調書24頁）。同原告の勤務先である福島県立いわき総合高校は2棟の校舎のうち1棟（教室棟）が本件地震による甚大な被害を受けて倒壊の危険が生じたため使用できなくなり、平成23年の夏ないし秋頃までは近隣の小学校の空き教室を間借りして授業を行った（同本人調書28頁）。

イ 原告番号1326の自宅（いわき市郷ヶ丘所在）は、本件地震により半壊となった（原告番号1326本人調書16頁）。

ウ 原告番号2005が本件事故当時に居住していたいわき市久之浜町では、「常磐線を挟んで、海側の方が7メートルの津波で壊滅的な被害」に遭い、本件津波に飲まれる人もいたほか火災も発生して、多くの人命が奪われ（久之浜地域だけで68名が死亡）、また津波で打ち上げられた船舶によって旧国道6号線が寸断したために救急車も来ることができない状態が続き、694戸が浸水の被害に遭った（原告番号2005本人調書6～9頁、甲D61の1・3頁）。

以上のとおり、いわき市の沿岸部に当たる久之浜町の住民である原告番号2005の供述からは、本件津波によって多くの人命が奪われたことや交通網の寸断が生じたことも明らかにされているが（前記ウ）、同市内の他の沿岸部においても同様の被害があったものと考えられる。また、原告番号1130及び同1326の供述からは、住居や職場の建物に本件地震による甚大な被害があったことが明らかにされており（前記ア及びイ）、同市内の他の地域においても、住居や職場の建物について同様の被害を被った住民が多数存在するものと考えられる。これらの点については、被告東京電力準備書面（13）において詳述したとおりであり、いわき市内では、本件地震により震度6弱を記録し、死者455名、全壊7917棟、大規模半壊7280棟を含む9万棟を超える建物被害が発生し（乙C48）、沿岸部での津波被害も顕著で、全壊約2310棟を含む約8170棟が津波による被害を受けており（乙C49）、このような本件地震及び本件津波による影響によって、いわき市民である原告らの震災以前の日常生活は阻害される側面が存したと考えられる。

（2）避難の有無及び避難期間について

原告本人尋問の結果等から、以下の事実が認められる。

ア 原告番号1008は、平成23年3月14日に関東方面へ避難しようとしたが、途中で思い返して茨城県大子の温泉に入っただけで、いわき市に戻っている。その後、同月15日から同月27日まで福島市の実家に避難したが、いわき市内で学校が始まると聞き、同月28日に同市の自宅に戻った（避難期間13日間）。同1007（夫）は、地域の人たちの手助けを言うとって「1週間もしないうちに」自宅に帰還し、訴外長女も、勤務先である生協病院が再開することになり、勤務先から出勤するよう要請があり「1週間もしないで」自宅に帰還している（避難期間1週間未満。以上、甲D60・5～6頁、原告番号

1008本人調書20～22頁)。

イ 原告番号1021は、平成23年3月15日から福島県棚倉町の旅館に避難したものの、同月25日にはいわき市の自宅に帰還しており(甲D27・3～5頁)、同原告が帰還した際には、「周辺の家は、大体帰還していました。」と述べている(避難期間10日間、甲D27・5頁)。

ウ 原告番号1049は、本件事故当時、いわき市平の自宅で、同2508(夫)、訴外長女ないし同五女及び同義母の8名で暮らしていたが、平成23年3月11日、津波警報があり、山崎公民館に避難した。同年3月14日、避難警報が解除されたことから帰宅したが、自宅の電気・水道は復旧していなかった。同年3月17日、夫を除く家族7名で東京都羽村市に避難した。夫は、本件事故当時、看護師としていわき市内の病院に勤務していたところ、同病院の1階部分が津波の被害を受け、その患者が茨城県かすみがうら市の病院に運ばれたことから、同市内にアパートを借りて同病院で1週間交代での業務を行い、業務がないときにはいわき市の自宅あるいは同1049の東京都の避難先を訪れるなどしていた。同1049は、本件事故当時に保育士として勤務していた「いわき・さくらんぼ保育園」が平成23年3月30日に再開したため、平日はいわき市で生活し、週末は東京に行く生活をしながら、いわき市での学校行事に合わせて自身の子供らをいわき市に帰還させ、同年4月の終わり頃、家族全員がいわき市に帰還した(避難期間約1か月半。以上、原告番号1049本人調書1～4、19～20頁、甲D23・3～7頁)。

エ 原告番号1067は、本件事故当時、いわき市洋向台の自宅で、同1068(妻)及び同1069(長女、当時生後5か月)とともに生活していたところ、同1067は本件事故後に避難することなく自宅での生活を継続し、妻及び長女は、平成23年3月15日、石川県七尾市に避難したものの、同年5月11日、自宅に帰還し、それ以降は自宅での生活を継続している(避難期間2か月間。以上、原告番号1067本人調書1頁、10頁、15頁、甲D16・3頁)。

- オ 原告番号1070は、本件事故当時、いわき市平の自宅で、同1071（妻）とともに生活していたところ、同1070は本件事故後に避難することなく自宅で生活を継続し、妻は、平成23年3月14日に福島県猪苗代町に避難したものの（甲D10・9頁）、同月下旬頃、自宅の断水解消を踏まえ、同1070から「風呂も入れるから戻ってこい」との呼びかけに応じて自宅に帰還した（避難期間約2週間、原告番号1070本人調書34頁）。
- カ 原告番号1072は、本件事故から現在に至るまで、いわき市鹿島町の自宅から一度も避難していない（原告番号1072本人調書28頁）。
- キ 原告番号1075は、本件事故当時、いわき市平の自宅で、同1076（妻）とともに生活していたものであるが、本件事故後も避難することなく、自宅での生活を継続した（甲D64・4頁）。
- ク 原告番号1077は、本件事故当時、いわき市常磐上湯長谷町の自宅で、同1078（妻）と2名で暮らしていたが、本件事故後に避難せず、自宅での生活を継続している（原告番号1077本人調書1～2頁、5頁）。自宅の周辺住民は、本件事故後に6割又は7割の住民が避難したが、ほとんどの住民は約1ヶ月ほどで帰還し、その後帰還しなかった住民は少人数であった（同本人調書6頁、12～13頁）。本件事故当時いわき市内に住んでいた訴外次女一家（次女、次女の夫、孫2名）も本件事故後に避難したが、平成23年4月上旬までには自宅に帰還し、訴外孫らは、平成23年4月上旬から本件事故当時に通っていた高校に通学している（同本人調書22～23頁）。
- ケ 原告番号1081は、本件事故当時、いわき市平の自宅で、同1082（長女）及び訴外義母の3名で暮らしていたが、平成23年3月17日、その家族とともに茨城県坂東市の親戚宅に避難した。同1081は、同月23日にいわき市の自宅に帰還し（避難期間7日間）、他方、長女及び訴外義母は、その約2週間後、長女の勤務先であった歯科医院が営業を再開したことからいわき市の自宅に帰還した（避難期間約21日間）（以上、原告番号1081本人調書4～

5頁，甲D26・2～3頁）。

- コ 原告番号1108は，本件事故当時，いわき市四倉町の自宅で，同1109（妻）及び同2552（三男）と3名で暮らしていたが，平成23年3月18日に，妻と三男と3名で，訴外妹宅が居住している埼玉県熊谷市に避難し，訴外妹宅周辺の旅館に数日間宿泊した後，訴外妹宅周辺のマンスリー住宅に転居している。その後，妻及び三男については陳述書上必ずしも明らかでないものの，少なくとも同1108は，「近所の人々も戻っていると聞いて」，いわき市の自宅に帰還した（避難期間約1か月間。以上，甲D20・1～2頁）。
- サ 原告番号1117は，本件事故当時，いわき市平の自宅で，同1118（妻）とともに生活していたものであるが，本件事故後も避難することなく，自宅での生活を継続した（原告番号1117本人調書47頁）。
- シ 原告番号1128は，本件事故当時，いわき市常磐上湯長谷町の自宅で，同1129（妻）と2名で暮らしていたが，平成23年3月13日から同月23日にかけて，東京都にある訴外長男宅及び訴外次男宅に避難した。同1128は，同日には自宅に戻り（避難期間11日間），その後は避難をしていない（原告番号1128本人調書3～5頁，26～27頁）。また，同1128が本件事故当時に一緒にボランティア活動を行っていた仲間たちは，本件事故後も避難していなかった（同本人調書27頁）。
- ス 原告番号1130は，本件事故から現在に至るまで，いわき市平の自宅から一度も避難していない（原告番号1130本人調書3頁）。
- セ 原告番号1132は，本件事故当時，いわき市四倉町の自宅で，同1132（妻）と同1133（長男）と3名で暮らしていたが，本件事故後に避難せず，自宅での生活を継続している（原告番号1132本人調書1頁，19頁）。
- ソ 原告番号1165は，本件事故当時，いわき市平の自宅で，同1166（妻）及び訴外次男とともに生活していたものであるが，本件事故後も避難することなく，自宅での生活を継続した（甲D12の1・2頁）

タ 原告番号1195は、本件事故当時、いわき市小名浜の自宅で、同1196（夫）及び訴外義母（本件事故当時は入院中）とともに生活していたところ、平成23年3月14日、夫とともに栃木県那須塩原市の避難所に避難したものの、同月21日、夫とともに自宅に帰還し（避難期間7日間）、それ以降は自宅での生活を継続している（甲D52・3頁等）。

チ 原告番号1204は、本件事故から現在に至るまで、いわき市遠野町の自宅から一度も避難していない（原告番号1204本人調書21頁）。

ツ 原告番号1206と同1207（妻）は、本件事故当時、いわき市遠野町の自宅で、訴外長女（本件事故当時高校生）及び訴外次女（同中学生）の4名で暮らしていたが、本件事故後に避難せず、自宅での生活を継続している。また、同1206は、「遠野町は全体として放射線量が低く、高齢者が多いという事もあり、避難者は多くありませんでした。小さな子供の居る家庭、親戚などの避難先のある人が一時的に避難していましたが、現在（平成29年7月時点）では避難した人の大多数が帰還していると思います。」と述べている（以上、甲D19・2～3頁）。

テ 原告番号1233は、本件事故当時、いわき市後田町の自宅で、同1231（父）、同1232（母）、同1234（妹）、同1235（祖父）及び同1236（祖母）とともに生活していた。同1233は、平成23年3月11日頃、父、母及び妹とともに関東地方の親族方に避難したものの、父は約2週間で自宅に帰還し（避難期間2週間）、同1233は、同年4月1日頃、母及び妹とともに自宅に帰還した（避難期間約21日間）。祖父母は、同年3月12日頃、水戸市内の親族方に避難したものの、2週間程度で自宅に帰還した（避難期間約2週間。以上、甲D75・1～4頁、原告番号1233本人調書1頁、23～24頁）。

ト 原告番号1239（妻）は本件事故当時妊娠8ヶ月であった。平成23年3月14日から茨城県の叔父宅、同月15日から同県内の知人宅、同月17日か

ら栃木県内のマンションに避難し、同1238（夫）は1週間ほどでいわき市の自宅に戻ったものの（避難期間約1週間）、同1239はそのまま栃木県のマンションに留まって同年7月2日に男の子（同1241）を出産し、その後も同年12月末まで栃木県のマンションで生活を続け、その後はいわき市の自宅に戻った（避難期間約9か月間。甲D68・4～7頁）。

ナ 原告番号1289は、本件事故当時、いわき市平の自宅で、同1288（夫）、同1290（長男）及び同1291（長女）とともに生活していた。同1289、長男及び長女は、本件事故後、平成23年12月末まで、長野県内にある夫の実家に避難したものの、夫は、平成23年4月11日には自宅に戻り（避難期間1か月間）、それ以降、避難することなく自宅で生活していた。同1289、長男及び長女についても、平成23年12月末に自宅に帰還（避難期間約9か月間）して以降は、避難することなく、現在まで自宅での生活を継続している（以上、甲D1・4頁等）。

ニ 原告番号1318は、本件事故当時、いわき市中央台の自宅で1名で暮らしていたが、本件事故後、平成23年3月14日に避難し、平成25年10月21日にいわき市に帰還した（甲D11の1）。ただし、同原告については本人尋問が実施されておらず、詳細な事情は不明である。

ヌ 原告番号1326は、平成23年3月15日に栃木県鹿沼市に避難し、同1327（長男）の中学校の入学式が4月6日に実施されるため、その前日である4月5日にいわき市に戻った（避難期間21日間、原告番号1326本人調書18～20頁）。

ネ 原告番号1332は、本件事故当時、いわき市小川町の自宅で、同1333（長女、事故当時39歳）、同1333の訴外夫（本件事故発生時点ではイギリスに滞在していた。）及び訴外次女（事故当時37歳）の4名で暮らしていたと考えられるところ（甲D15・2頁）、同1333、訴外次女、訴外姉とともに、平成23年3月12日に避難を開始し、同月13日に東京都練馬区の甥宅に避

難した。同1332は、同年5月9日、周辺の様子を見にいわき市の自宅に戻ったところ、「既にこの頃には自宅周辺の方々は、一時避難先からほとんどが帰宅していて、平静に戻っている様子」であったことから、そのままいわき市に帰還し（避難期間約2か月間）、訴外姉もその1週間後にいわき市に帰還した。他方、長女は、平成23年4月に北海道石狩市にある学校に入学し、同学校の家族寮に入居のうえ夫とともに居住しているが、同入学は本件事故以前から予定されていたものと考えられる（以上、甲D15・4～5頁）。ただし、尋問を実施しておらず、詳細や事情は不明である。

ノ 原告番号1506は、本件事故当時、いわき市小名浜の自宅アパートで、同1507（妻。同1505（次男）を妊娠中）、同1504（長男）の3名で暮らしていたが、平成23年3月16日、次男が生まれ、同月18日、妻の訴外祖母や訴外兄一家を含めた合計10名で、山形県天童市に避難した。同1506は、業務を再開したいわき市内の勤務先（港湾荷役業の業務を行う会社）から帰還を求められたため、同年4月20日、その家族とともにいわき市に帰還し、その後は避難をしていない（避難期間36日間。以上、原告番号1506本人調書1～5頁、甲D7・2～5頁）。同1506の勤務先では、本件事故当時、60人、70人程度の従業員がいたところ、同1506が帰還した際には、同1506が「一番最後まで避難」していた状況であった（同本人調書17頁）。

ハ 原告番号1579は、本件事故当時、いわき市田人町の自宅で1名で暮らしていた。同原告の陳述書には、同原告が本件事故後に避難をしたという記載はない（以上、甲D22）。

ヒ 原告番号1612は、本件事故当時、いわき市大久町（旧屋内退避区域）の自宅で、同1613（妻）と2名で暮らしていたが、平成23年3月12日から夫婦で避難を開始し、同年4月下旬頃、東京都多摩市内の団地に入居したが、平成23年5月のゴールデンウィーク明けに、自宅周辺の様子を確認するためにいわき市の自宅へ戻った際には、避難した近隣住民はほとんど戻ってきてい

た。同原告らは、それ以降は、月に数回同自宅に戻るとい生活をしている。また、平成24年1月以降は月の3分の1程度はいわき市の自宅で過ごし、自宅にある新窯で作陶を行っていた。妻は平成24年9月から、同1612は、平成25年4月からいわき市の自宅での生活を再開している（以上、原告番号1612本人調書22～28頁）。原告番号1612は、いわき市への帰還時期を平成25年4月まで遅らせた理由については、平成23年5月下旬頃から神奈川県厚木市で知人の陶芸家の仕事を手伝うようになり、「少しでも稼ぎたいということで、仕事があるところまで行って」と説明している（同本人調書28～29頁）。

フ 原告番号1624は、本件事故当時、いわき市上神谷の自宅で、同1625（妻）、訴外長男及び訴外長女とともに生活していた（甲D57・2頁、原告番号1624本人調書22頁）。同1625は、平成23年3月13日、同1626、訴外長男及び訴外長女とともに福島県郡山市の親族方に避難したものの、同1624及び訴外長男は、同月21日頃、自宅に帰還し（避難期間8日間）、妻及び訴外長女は同年5月28日頃、自宅に帰還した（避難期間約2か月半。甲D57・3～5頁、同本人調書28頁）。

ヘ 原告番号2005は、本件事故当時、いわき市久之浜町の自宅で、同2004（夫）、同2006（長女）の3名で暮らしていた（原告番号2005本人調書8頁）。本件事故後は、被災状況を心配して帰省した訴外長男を含む家族4名で、平成23年3月13日からはいわき市平にある夫の実家に一時避難し、同月14日からは埼玉県上尾市にある訴外長男が一人暮らしをしていた一軒家に避難した。その後、自宅の近隣住民から田植えの準備を始める時期にもなり、断水も解消したことから、帰ってきたらどうかと連絡を受けたことをきっかけに、原告番号2004ないし同2006は、平成23年5月1日に、いわき市久之浜町の自宅に帰還した（避難期間約1か月半）。ただし、本件事故後に避難先で勤務先の関連会社の仕事に従事していた夫は、当日中に上尾市に戻り、勤

務先を退職した平成23年6月頃に自宅での生活を再開した（以上，同本人調書10～14頁，26～27頁，35～36頁，甲D61の1・4頁）。

ホ 原告番号2041は，本件事故当時，いわき市平の自宅で，同2042（妻），同2043（長男・当時小学生）及び同2044（次男・同）の4名で暮らしていたが，平成23年3月14日，訴外両親を含めた合計6名で，茨城県水戸市に避難した。原告番号2041は，長男及び次男が通学するいわき市内の小学校在同年4月6日から再開し，「周りのパパ友やママ友，あるいはそのお子様も多く戻って」いたことから，同年4月10日，家族とともにいわき市に帰還し，その後は避難をしていない（避難期間28日間。以上，原告番号2041本人調書6～8頁，28頁，甲D21・3頁。）

マ 原告番号2136は，本件事故当時，いわき市勿来町の自宅で，同2135（夫），同2137（長男），同2138（次男），同2139（長女），同2140（三男）の6名で暮らしていた（甲D24・1頁）。本件事故後は，平成23年4月12日に東京都の避難所（練馬区の廃校舎）に避難したものの，平成23年9月からは荒川区の戸建て住宅に入居し，平成24年2月14日からは，いわき市の自宅に戻って生活している（避難期間約10か月間。甲D24・2～4頁）。

ミ 原告番号2245は，本件事故当時，いわき市小川町の自宅で，訴外妻と2名で暮らしていたところ（ただし，週末は，普段いわき市平のアパートで生活している訴外長女と3名で過ごしている。），同原告及び訴外妻と訴外長女の3名は，平成23年3月14日からはいわき市三和町にある訴外妻の実家に避難し，同月16日からは猪苗代町にある温泉旅館に避難したが，同月26日には訴外長女のアパートに戻っていわき市内での生活を再開し，同年4月12日には，いわき市小川町での生活も再開した。同原告は，いわき市小川町の自宅に帰還した際の近隣住民の避難状況については，「実はアパートから自宅戻った時は，ほぼ近所の方はもう戻ってきて自宅に住んでいました」と述べている（避

難期間約1か月間。以上、原告番号2245本人調書7～10頁、21頁、甲D70・1頁、3～4頁)。

ム 原告番号2272は、本件事故当時、いわき市内郷高坂町の自宅で、同原告の訴外夫と2名で暮らしていたが、平成23年3月17日から同月28日までの間、福島県耶麻郡猪苗代町にある友人が所有しているマンションに避難した(避難期間11日。原告番号2272本人調書16～17頁)。他方、本件事故当時に、いわき市平に居住していた同2272の訴外妹夫婦は、自宅が本件津波により全壊したものの、いわき市から避難していない(同本人調書3～4頁、15～16頁)。

メ 原告番号2281は、本件事故当時、同2280(夫)と2名でいわき市常磐白鳥町の自宅で暮らしていた。同原告らは、平成23年3月24日、埼玉県大宮市にある訴外夫の兄宅に避難したが、同年4月27日にいわき市の自宅に帰還した(避難期間約1か月。以上、甲D2・5頁)。

モ 原告番号2304と同2305(妻)は、本件事故当時、いわき市内郷高野町の自宅で2名で暮らしていたが、本件事故後に避難せず、自宅で生活している。同2304の訴外母が本件事故当時に入所していた介護施設(いわき市内郷高野町所在)は、本件事故後、断水や食料品・ガソリン等の不足のために、訴外母を同2304の自宅に帰し、それ以降訴外母は同自宅で生活したが、本件事故発生から約1か月後には、当該介護施設から、「断水だけではなくて、ガソリンの問題とか、食べ物の問題とかが解決」し、訴外母の受け入れが可能になったと連絡があり、訴外母は同頃に介護施設に戻っている(以上、原告番号2304本人調書2頁、15～17頁)。同2304は、自宅が所在するいわき市内郷高野町について、4割程度の住民が本件事故後に一時避難したと述べているが、その帰還時期については、「1週間ぐらいで大体戻ってきたんじゃないかな」と述べている(同本人調書17頁)。

ヤ 原告番号2497、訴外次男及び訴外三男は、本件事故から現在に至るまで、

いわき市石森の自宅から一度も避難していない（原告番号2497本人調書26～28頁）。同2498（妻）は本件事故当時は病院に入院中で平成23年3月26日に退院したが、退院後はいわき市石森の自宅で居住している（原告番号2497本人調書29頁）。

ユ 原告番号2501（本件事故当時、次女を妊娠中）は、本件事故当時、いわき市平の自宅で、同2502（長女）、同1009（母）及び訴外父の4名で暮らしており、本件事故後も避難をすることなく、自宅での生活を継続し、予定どおりいわき市内の「医療センター」で出産した（原告番号2501本人調書1～2頁，16～20頁）。

ヨ 原告番号2528は、本件事故当時、いわき市常磐藤原町の自宅で訴外母と2名で暮らしていた。平成23年3月16日に、訴外母と、茨城県北茨城市にある訴外叔母宅（道路が混雑していない場合、自動車で15分から20分程度の距離にある。）に避難したが、翌17日昼過ぎには自宅に戻り（避難期間約1日）、その後も避難をしていない。平成23年4月末頃には、本件地震の余震が減り、常磐線も運転を再開し、自身の仕事が再開したことを踏まえて、それまで枕元に置いていた、避難の際に持出予定の物を詰めたリュックも片付けた（以上、原告番号2528本人調書2頁，20～22頁，30～31頁）。

ラ 原告番号3133は、本件事故当時、いわき市泉町の自宅で、同3132（夫）、訴外長女、同3134（次女）、同3135（三女）、同3136（長男）及び訴外義母の7名で暮らしていたが、夫と訴外義母は、本件事故後も避難せず、自宅での生活を継続していた。他方、同3133、次女、三女及び長男は、平成23年3月18日頃、山梨県にある同3133の訴外兄宅へ避難したところ、同3133の勤務先であるいわき市内の保育園が同月26日から再開することから、同月25日に自宅に戻り（避難期間8日間）、その後は避難をしていない。訴外長女は、本件事故以前から平成23年4月に東京の専門学校に進学することが決まっており、平成23年3月18日頃、同専門学校の寮に引っ越してい

る（以上，原告番号3133本人調書3頁，24頁，甲D18・2～5頁）

以上のとおり，いわき市内においては，本件地震及び本件津波による甚大な被害を被っている中で（前記第2の2（1）），原告らやその周辺住民の多くは，本件事故による避難をしていないか，避難を実行した場合でもその期間は概ね1か月以内にとどまっている（原告本人尋問の結果等によれば，1か月間を超える避難を行った旨明らかにしている世帯は，39世帯中12世帯にとどまる。前記ウ，エ，ト，ナ，ニ，ネ，ノ，ヒ～ヘ，マ，ミ）。

また，避難を実行した原告らについても，職場や家族が通う学校の再開（前記ア，ウ，ケ，ヌ，ノ，ラ）や，本件地震による断水の解消（前記オ，ヘ）に合わせて帰還したり，周囲の帰還状況（前記イ，コ，ホ）を踏まえて帰還したりしていることが明らかにされている。

このような避難の有無や避難期間に係る住民の判断は，いわき市が放射線の影響によって居住し得ない状況にはないことが前提とされるものであり，前記第2の1で述べたように，本件事故後に得たいわき市内における空間放射線量の状況や当該空間放射線量による健康影響はなく，本件事故後も滞在して安全に生活を送ることができる状況にあるとの情報を踏まえて判断されているものと考えられる。

また，比較的長期に避難を継続している原告らについても，いわき市内の状況からすれば，避難の継続を余儀なくされているとは到底評価することができず，自らの個別的判断に基づいてどの場所で生活を送るかについて判断して行動しているものというほかないから，いわき市内の状況を離れて，避難を続けているという事実自体によって，賠償されるべき原子力損害の範囲が決まるものでないことはいうまでもない。

(3) 本件事故後における学校、商業施設、病院等の再開状況について

原告本人尋問の結果等から、以下の事実が認められる。

ア 原告番号1008は、平成23年度におけるいわき市内の中学校の始業式時点（平成23年4月6日頃）では、同学校の教員から「8割以上」の生徒がいわき市に帰還していると聞いたと述べている。また、訴外長女の勤務先である小名浜生協病院も、同年3月15日に福島市に避難した訴外長女に出勤するよう要請するなど、本件事故後まもなく診療を再開している（甲D60・6頁、原告番号1008本人調書22頁，28頁）。同原告は、平成23年3月27，8日頃から「マルトなども開いていましたので（食料等は）購入はできたと思います。」と述べている（同本人調書22頁）。また、平成23年3月28日以降は、いわき市内で避難者の支援活動に従事し、「私が所属している団体に全国から支援物資が山のように送られてきた」、お米などを分けて避難者や高齢者に配布するという活動を平成23年の夏ごろまで続けていたと述べている（同本人調書7～8頁）。

イ 原告番号1021は、いわき市内でガソリンが手に入りにくい状況やスーパーマーケットなどで食料や水がほとんど無いという状況は本件事故後3週間から1ヶ月ぐらいまで続いたと述べている（原告番号1021本人調書27～28頁）。また、同1021は、同1022（長女）が通っていた幼稚園は除染の対応が早く、平成23年6月頃には園庭の1回目の除染を行われたと述べている（同本人調書29頁）。

ウ 原告番号1070は、本件事故当時から、いわき市内において精神障がい者福祉施設を運営する社会福祉法人希望の杜福祉会理事長を務めているところ、平成23年4月1日に上記施設の運営を再開させたものであるほか、その頃には、スーパー等での食料品調達にも苦労しなくなったように思う旨述べている（原告番号1070本人調書29～30頁）。

エ 原告番号1072は、本件事故後にスーパーマーケットで物資が手に入り

くい状況は「大体1か月」程度であった、「私が車にガソリンを入れられるようになったのが、震災から3週間くらい」であった、「1か月過ぎてからは、いろんなどころのガソリンスタンドで、給油できるようになりました」と述べている（原告番号1072本人調書29～30頁）。

オ 原告番号1075は、本件事故後のいわき市内の状況につき、本件事故から1か月程度で「物流が元に戻った。」「大方の方は、ひと月ぐらい前後に帰ってこられたというふうに見ています。」「4月6日に入学式が決行されて、子供さんたちが帰ってこられた。前とは違いますけれど、やっぱり日常に、事故前の日常に近づきつつあるという思いはした。」と述べている（原告番号1075本人調書25～26頁）。

カ 原告番号1077によれば、いわき市にあるスーパーマート釜の前店は、本件事故後2、3日ほどで営業を再開し、本件事故後1か月ほどで品薄状態も解消されている（原告番号1077本人調書6頁，21頁）。

キ 原告番号1130の勤務先である福島県立いわき総合高校は、平成23年4月14日に始業式を実施し、同月15日に入学式を実施した。通常は始業式、入学式は4月8日、9日に実施されるところ、時期が少しずれているのは、そのころ、いわき市においても強い余震が続いていたためと述べている（原告番号1130本人調書27頁）。

ク 原告番号1132によれば、いわき市内では、本件事故後の平成23年3月20日頃にはガソリンを入手できるようになり、同月23日頃にはスーパーマートSC高坂店が営業を再開し、同原告も同店で買い物を再開しているほか、同原告が本件事故当時に利用していたスーパーマート四倉店や、木田医院や長瀬内科胃腸科といった病院についても、同月末頃から4月初め頃に営業等を再開している（原告番号1132本人調書8頁，19～20頁）。

ケ 原告番号1195によれば、平成23年4月に入る頃には、いわき市小名浜住吉にある同原告の自宅そばのスーパーマートが営業を再開していた（原告番

- 号1195本人調書33頁)。
- コ 原告番号1238は、同1239(夫)が平成23年3月15日から約1週間後には、いわき市内で理髪店の営業を再開した旨を述べている(甲D68・5頁)。
- サ 原告番号1326は、いわき市内においては、長男の中学校の入学式には「ほぼ全員」が出席していたことや、長女の保育園は、本件事故後は、外遊びの制限が徐々に緩和され、園庭の土を入れ替えた本件事故からほぼ1年半後の時点では、「外遊びの制限が一応なくなりました。」と述べている(原告番号1326本人調書21, 24頁)。
- シ 原告番号1506がいわき市に帰還した平成23年4月20日時点では、いわき市内の商業施設、デパートやスーパーは、すでに営業を再開していた(原告番号1506本人調書18頁)。また、同1507(妻)は、本件事故当時に妊娠中であり、平成23年3月16日に同1505(次男)を、いわき市内の産婦人科で出産しており、2日間は入院することもできた(同本人調書3頁, 15頁, 甲D7・3~4頁)。同年4月20日時点では、いわき市内の産婦人科において、乳児の健診が行われており、実際に次男の健診をいわき市内で受けている(同本人調書18頁)。
- ス 原告番号1624によれば、平成23年3月末頃の時点で、既に、いわき市上神谷にある同原告の自宅近くの「くすりのマルト神谷店」やホームセンターの「ダイユー8」が営業を再開していたほか、いわき市平地区の中心部に位置する「十五町目の交差点」周辺の自動車修理工場、カーディーラー、写真館等も営業を再開していた(原告番号1624本人調書25~28頁)。
- セ 原告番号2245によれば、いわき市中央台にある就労支援事業施設いわき自立生活センターは、遅くとも平成23年4月からは営業をしており、同原告の訴外長女は、平成23年4月から現在に至るまで同施設に通所している(原告番号2245本人調書22~23頁)。

ソ 原告番号2497は、平成23年3月14日から、勤務先であるいわき市内の大野中学校に毎日出勤している。同中学校は平成23年4月6日時点では、ほとんどの生徒が戻り、転入生もわずかに加えて新学期を開始している（以上、原告番号2497本人調書31～32頁）。同中学校プールでの水泳指導は平成24年から再開しており、空間放射線量が基準値を超えたことを理由として水泳指導を中止したことは一度もない（同本人調書32～33頁）。

タ 原告番号2501は、本件事故当時に妊娠中であり、避難をせず、平成23年10月にいわき市内で訴外次女を出産している。同原告は本件事故当時42歳であり、総合病院であるいわき市内の「医療センター」での出産を予定しており、本件事故後の同年10月、予定どおり同病院で出産した（以上、原告番号2501本人調書16～18頁）。また、同原告は、本件事故当時、1か月に1回の頻度で妊婦健診を受診する必要があったところ、本件事故後も、予定どおり、「医療センター」に通うことができた（同本人調書25～26頁）。

チ いわき市内では、平成23年3月中から複数のスーパーが営業しており、原告番号2528のメモ（甲D54の3）で明らかにされているだけでも、ヨークベニマルいわき泉店、スカイストア、ヨークベニマル内郷店、タウンモールリスポ、鹿島ショッピングセンターエブリアが順次営業を再開し、ゆうパックが同月22日より再開し、ピザーラ小名浜店が同月25日より配達を再開するなどしており、同原告も、平成23年3月18日頃にはスーパーで買い物をしている（原告番号2528本人調書6頁、23頁）。

本件事故後のいわき市内における社会活動が本件事故発生後も継続しており、あるいは直ちに再開していることは、被告東京電力準備書面（13）の第8及び同（14）の第2において詳述したとおりであるが、以上に述べた原告本人尋問の結果等からも明確に裏付けられている。

すなわち、生活物資を確保するためのスーパー等の商業施設については、例

えば、いわき市内のスーパーマート釜の前店が本件事故後2、3日ほどで営業を再開し、震災後1か月ほどで品薄状態が解消されたことが明らかにされており（前記カ）、その他多くの原告の供述等からも、本件事故発生直後から再開しており、本件事故発生から概ね1か月程度で生活物資を確保しにくい状況が解消されたものと認められる。また、いわき市内では、本件事故から約1か月後の平成23年4月6日にいわき市内の小・中学校の入学式・始業式が、同月7日に市立幼稚園の入園式が通常どおり行われているところ（乙A61の1・1頁、乙A61の2・3頁）、これらの学校等の再開時点では、ほとんどの生徒がいわき市内に帰還していることやその後も除染等の取組みが実施され、各種活動の制限も徐々に解消されている（前記ア、サ、ソ）。さらに、その他病院、社会福祉施設やその他商業施設（ガソリンスタンド、ドラッグストア、ホームセンター、写真館等）も速やかに再開しており、前記第2の2（2）で述べたとおり、いわき市内においては、多くの住民が避難せず又は早期に帰還し、本件事故発生後も社会活動が継続し、あるいは直ちに再開されている実情にある。

（4）本件事故後における食生活等の状況について

原告本人尋問の結果等から、以下の事実が認められる。

ア 原告番号1008は、平成26年頃には家庭菜園を再開し、収穫した野菜については、放射性物質濃度は基準値を下回っており、同1007（夫）、訴外長女、訴外孫らで食べており、平成28年頃からは岐阜にいる訴外次女にも少し送るようになったほか、家族以外にもお裾分けしている（甲D60・7頁、原告番号1008本人調書9～10頁、23頁）。

イ 原告番号1077の妻である同1078は、本件事故後の平成23年4月から同年7月までの間に、自宅の花壇を家庭菜園に造り変え、新たに野菜の栽培を開始している（甲D25・4頁）。

ウ 原告番号1117は、いわき市内における水道水の放射性物質濃度について

- 「測った部署に問い合わせ」するなどした上、本件事故直後から水道水を飲んで
いた（原告番号1117本人調書59頁）。
- エ 原告番号1206の自宅では、本件事故当時はいわき市遠野町の沢水を生活
用水に使用していたところ、本件事故発生から数日間は同町の湧水を貰って生
活をし、「発表される放射線量、インターネットでの調査などの結果、安全と判
断されましたので、事故後十日後からは、もとの沢水を飲むようになりました」
と述べている（甲D19・3頁）。
- オ 原告番号1506は、本件事故後、4年間程度は水道水を料理に使用しない
などの対応をしていたが、いわき市が公表している水道水に関する放射性物質
の測定結果や、本件事故後におけるいわき市内の水道水は飲用しても健康上問
題ないという広報誌（乙A61の1）を確認しており、健康に影響がないこと
は認識していた（原告番号1506本人調書19頁）。
- カ 原告番号1612は、本件事故から1年後には、食材の産地について特に気
にならなくなり、井戸水についても、「市の方で放射能の測定をしてくれまして、
それでオーケーということで、井戸水は飲んでおります。」と述べている（原告
番号1612本人調書40頁）。
- キ 原告番号2005の自宅では、平成23年5月頃の田植えのシーズンから稲
作を再開し、本件事故後に自宅の畑や田から収穫した米や野菜については、放
射性物質濃度が1キロ当たり20ベクレルを下回る場合には家族で食べている。
また、本件事故後に近隣住民から貰ったタケノコや自宅付近で採れたフキにつ
いては、一般食品の基準値である100ベクレルを下回る場合には茹でるなど
して食べている（原告番号2005本人調書20頁，28～29頁，甲D61
の3）。
- ク 原告番号2501は、本件事故直後から復旧した水道水を飲料用や料理用に
使用しており、平成23年10月に生まれた訴外次女（乳児）に対しては、生
まれて数か月の頃のみ、ミネラルウォーターを飲ませていた（ミルクに利用し

ていたという趣旨と考えられる。) (原告番号2501本人調書20頁, 甲D69・5～7頁)。また, 同2501は, 本件事故後, しばらくの間, いわき市産, 福島県産の食材を避けていたが, 「いつの間にか地元産のものも買って食べるようになっていました。ほうれん草などの葉物野菜は, 福島県産と茨城県産があれば, 福島県産のほうを買っています。それは, 福島県産の方が, 放射性物質の検査をしているだろうと思うからです。」と述べている (甲D69・5～6頁)。

ケ 原告番号2528の自宅では, 本件地震により断水となり, その間, 洗い物には自宅の井戸水を使用していたほか, 平成23年3月末頃に断水が解消して以降は, 料理や飲み水に水道水を使用している (原告番号2528本人調書23～24頁)。いわき市内で農業をしている同原告の親戚は, 平成23年4月時点でタケノコやジャガイモの収穫を行っている (同本人調書24頁)。同原告は, いわき沿岸で採れた魚についても, 試験操業が再開された平成25年10月以降は食べている (同本人調書9～10頁)。

コ 原告番号3133は, 自宅において, 本件事故後2, 3か月程度で水の購入をやめた旨を述べており (原告番号3133本人調書28頁), それ以降は水道水を利用していることが窺われる。

本件事故後のいわき市においては, 水道水については, 平成23年4月4日以降, 井戸水, 沢水, 湧水といった自然水についても測定が開始された同月18日以降, 検出下限値を超える放射性物質は検出されていないほか, それ以前においても, 摂取することで健康に影響を及ぼすような水準の放射性物質は検出されていない (乙C31の3)。また, 農作物については, 野生のきのこ等一部の農作物を除いて, そのほとんどが原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づく出荷制限の指示が出されていないか, 既に出荷制限が解除されており (乙A66), いわき市を含む福島県沖で漁獲された魚介類の一部について

は、国より出荷制限指示が出されているものがあるが、その他多数の海産魚介類については、出荷制限指示が解除されていること（乙A71）は、被告東京電力準備書面（14）の第2において詳述したとおりであり、日々摂取する食品及び飲料水について基準値を超える放射性物質による汚染を懸念すべき客観的状況にはない。

以上の原告本人尋問の結果等からは、本訴訟の原告らにおいても、通常の食生活を順次再開していることが明らかにされている。例えば、原告番号2528の自宅では、平成23年3月末頃に断水が解消して以降は、料理や飲み水に水道水を使用しており、いわき市内で農業を営む同原告の親戚は平成23年4月から営農を再開していることが明らかにされており（前記ケ）、その他の原告らの供述等からも、自宅での家庭菜園が順次再開され、収穫した野菜等からは、一部の産品を除き、一般食品の基準値を超える放射性物質が検出されていないことが明らかとされている。

このように、いわき市内で生活を送るに当たって、飲料水や食物について原告らの各人の法律上保護される利益が侵害される状況に至っていたものとは認められない。

（5）本件事故後における就労・営農等の再開状況について

原告本人尋問の結果等から、以下の事実が認められる。

ア 原告番号1021は、本件事故当時は仕事をしていなかったが、平成24年からいわき市内で営業の仕事に出るようになった（原告番号1021本人調書28頁）。

イ 原告番号1049が本件事故当時に保育士として勤務していた「いわき・さくらんぼ保育園」は、本件事故後、水道や電気が使えない時期を経たのち平成23年3月30日に業務を再開し（甲D23・7頁、原告番号1049本人調書3頁、21頁）、本件事故後2、3か月で約90名（定員は120名）の園児

が通う状況になった（同本人調書10頁）。当該保育園では、同年5月頃には園庭の土を入れ替える作業を行い、それ以降、園児を園庭で遊ばせることができしており、平成24年には園庭での夏祭りや運動会等（乙D1の1）、同年5月にはいわき市内で田植え体験も行われている（同本人調書27～28頁）。また、同2508（夫）は、本件事故当時、いわき市内の病院で看護師として勤務していたところ、本件事故後もいわき市の病院で看護師として勤務している（同本人調書22頁）。

ウ 原告番号1067は、本件事故後も、本件事故当時に勤務していた浜通り医療生活協同組合への勤務を継続した（甲D16・4頁等）。また、同組合が運営する浜通り医療生協病院は、本件事故後も、閉鎖することなく入院患者に対する治療を継続し、外来診療についても本件事故の1～2週間後には再開した（原告番号1067本人調書28～29頁）。

エ 原告番号1070は、本件事故当時から、いわき市内において精神障害者福祉施設を運営する社会福祉法人希望の杜福祉会理事長を務めているところ、平成23年4月1日に上記施設の運営を再開させており、同時点で、同法人の職員約50名のうちの45名前後が上記施設での勤務を再開した（原告番号1070本人調書30～31頁）。

オ 原告番号1072は、本件事故前から新日本婦人の会いわき支部の専従事務局として1週間に5日以上フルタイムで勤務していたところ、本件事故後「2週間くらいたってから、1週間のうち2日とか3日とか」出勤するようになり、その後は現在に至るまで1週間に5日以上、フルタイムの勤務を続けている（原告番号1072本人調書30～32頁）。また、同1074（次男）は、本件事故前からいわき市内の会社員であったが、本件事故後、勤務先の会社は変わったものの、引き続きいわき市内の会社に勤務している（同本人調書44頁）。また、同原告は、いわき市鹿島町上蔵持地区の営農再開状況については、本件事故後「3年後、5年後にはほとんどのところが再開しました。」と述べている（同

本人調書21頁)。同1073(長男)は本件事故前から農業法人「環」にて有機栽培農業に従事していたところ、平成23年4月頃から営農を再開しており、本件事故後1か月過ぎた頃から「大地を守る会」に収穫物を納入するようになった(同本人調書37～39頁)。

カ 原告番号1075が本件事故当時に副理事長を務めていた浜通り医療生活協同組合が運営する浜通り医療生協病院においては、「家族に無理に連れていかれて」避難した看護師が2名いたものの、その他の職員は避難することなく勤務を継続し、上記2名の看護師も平成23年4月頃には帰還して同病院での勤務を再開した(原告番号1075本人調書22～23頁)。

キ 原告番号1081は、本件事故当時、いわき市で教職員組合の専従職員として勤務していたところ、同市においては教育委員会によって平成23年4月6日からの学校再開が決定され、同原告も、仕事のため、同年3月23日には避難先から同市に帰還をしている。また、同1082(長女)は、本件事故当時、いわき市で歯科医院に勤務していたところ、同年4月6日頃には同市に帰還して仕事を再開している(以上、原告番号1081本人調書5頁、甲D26・2～3頁)。

ク 原告番号1132の長男である同1134は、本件事故当時、いわき市好間町にある金属製品工場の契約社員として勤務していたところ、平成23年3月23日頃に、勤務先からの要請を受けて出勤を再開しており令和元年9月時点においても同勤務先での勤務を継続している(原告番号1132本人調書3頁、22～23頁)。

ケ 原告番号1195は、平成23年5月ないし同年6月頃、いわき市小名浜住吉の自宅で夏野菜の作付けを行い、家庭菜園を再開した(原告番号1195本人調書34～35頁)。平成23年中に収穫した野菜については、一度線量検査を受けたことがあったものの、基準値を超えたために食べるができなかった野菜はなく、平成24年以降は同検査を受けることなく、収穫した野菜を食

べていた（同本人調書35～36頁）。

コ 原告番号1204は、平成23年夏頃までには出荷用の営農を再開し、同原告のブログには、農業用水の放射線量は全く問題ない旨の記事や、同年7月27日には野菜の宅配営業に関する記事が掲載されており、野菜の直営販売「百姓の市」も同年7月頃に再開した旨も述べられている。また、同年10月19日に収穫されたジャガイモ等の放射線量はいずれも不検出であった旨を述べている（以上、原告番号1204本人調書26～27頁）。

サ 原告番号1206は、本件事故当時、いわき市遠野町で、出荷用に田と畑を耕作していた（甲D19・1頁）。本件事故直後は、放射線による作物への影響を心配したが、「農作物への移行の理屈が分かり、様々な謎が解けてからは心配なく栽培・摂取できるようになりました」と述べている。同原告が居住していたいわき市遠野町の入遠野地区では、平成23年中に米の耕作を諦めたのは「一部の人々」だけであったと述べている。また、同地区では、本件事故後に、耕作放棄地が大幅に増えたとのことであるが、その背景について、「元来が、高齢者が中心の農業」であり、（ご近所に迷惑をかけられないなどの意識により）「ようやく続けられていた農業」であって、「事故前から入定地区（被告訴訟代理人注：「入遠野地区」の誤記と思われる。）の農家は青色吐息」、本件事故以前から「地域の人口も老人が死亡し若い人が出ていく一方」という事情も述べている（以上、甲D19・3～6頁）。

シ 原告番号1231は、平成23年3月下旬頃には、本件事故前に勤務していたいわき市湯本所在の肥料工場への勤務を再開し、同1232（妻）は、同年4月中に、本件事故前に勤務していたいわき市内の介護施設への勤務を再開した（原告番号1233本人調書26頁）。

ス 原告番号1239（妻）の夫である同1238は、本件事故前からいわき市の自宅兼店舗にて理髪店を営んでいたところ、栃木県内に避難をした平成23年3月17日から約1週間で営業を再開している。同1239は本件事故当時妊

娠8ヶ月であり平成23年7月2日に出産した後、同年末に避難を終了していわき市の自宅に戻り、平成24年1月から職場に復帰した（以上、甲D68・5～7頁）。

セ 原告番号1288は、本件事故後も本件事故当時に勤務していた介護老人保健施設への勤務を継続し（甲D1・3頁）、同1289（妻）は、平成23年12月末に避難先の長野県から自宅に帰還した後、平成24年2月に本件事故当時に勤務していた職場に復帰している（甲D1・13頁）。

ソ 原告番号1506が本件事故当時に勤務していた港湾荷役業を行ういわき市内の会社では、本件津波や本件地震の被害を受け、「荷役の機械が壊れたり、岸壁が壊れたりという状況」にあったものの、遅くとも平成23年4月20日頃の時点では本件事故前と同内容の業務を再開していた（原告番号1506本人調書17～18頁）。

タ 原告番号1579は、本件事故当時から、自宅正面の県道沿いに設置した無人直売所で、自宅の畑で栽培した野菜等を販売していた。同原告の本件事故後における営農再開時期は明らかにされていないが、平成27年からは自宅の畑で栽培した野菜の無人直売所での販売を再開している（以上、甲D22・1頁、3頁）。

チ 原告番号1612は、本件事故当時、いわき市大久町の自宅で陶芸家として作陶を行っていたところ、本件事故後、平成23年5月下旬頃からは、神奈川県厚木市で知人の陶芸家の仕事を手伝っている（原告番号1612本人調書28～29頁）。また、原告番号1612及び同1613（妻）は、平成24年1月から自宅で作陶を再開し、同年7月にはいわき市駅前の「ラトブ」で個展を開催しており（個展は翌年以降も開催している。）、同個展開催のため、同年1月以降、自宅にある新窯で作陶を開始している（同本人調書22～28頁）。同1612は、本件事故後、作陶に関する売上が減少した旨を説明しているものの、被告東京電力からは、営業損害として、平成23年3月から平成27年7

月分までの分、及び、平成27年8月以降の将来分として直近の逸失利益の2倍相当額の賠償金を受領している（乙D6の4、同本人調書26～27頁）。

ツ 原告番号2005は、本件事故当時、自宅近くの畑と田で自家消費用の野菜や米を作っていたところ、平成23年5月1日から営農を再開した。本件事故当時にいわき市内の福祉施設で勤務していた同2006（長女）も同年5月1日から勤務を再開している（原告番号2005本人調書27～28頁）。同2004（夫）は、本件事故当時は檜葉町の厨房設備工場で勤務していたところ、本件事故後は同勤務先の関連会社の仕事のため、同年3月21日頃からフィリピンでの業務に就いており、その後も同年6月末頃に退職するまで、上記関連会社の業務を継続している。退職後は、同2005とともに自宅で農業を行っている（以上、同本人調書26頁、35～36頁、甲D61の1・3頁）。

テ 原告番号2041は、本件事故当時、いわき市内において、和食店「和乃膳貴介」を経営していたところ、平成23年4月10日に避難先から帰還した約1週間後に、同店の営業を再開している（原告番号2041本人調書16頁）。同2041は、本件事故後に同店の売上が減少したと説明しているものの、平成23年3月から平成26年12月分までの営業損害については、ADR手続を通じて被告東京電力から賠償金を受領しており、平成27年1月以降の営業損害については賠償請求をすることもしていない（同本人調書32～33頁、42頁）。なお、同2041は、同店の売上減少に係る背景について、本件事故後は、避難指示等対象区域内から避難してきた方がいわき市で新たに飲食店を開業し、ジャンルとしてはファミリーレストランが大いにお客さんが入っていたという事情も挙げている（同本人調書31～32頁）。

ト 原告番号2245は、本件事故前は、自宅の畑で自家消費野菜を作る傍ら、いわき市三和町にある営林署事務所で再雇用により勤務していたが、平成22年12月時点でいったん再雇用期間が終了しており、平成23年度の再雇用契約については自ら辞退している。他方、自家消費野菜の栽培については、平

成 23年4月半ば頃から再開している。本件事故後に収穫した野菜については、シイタケを除き、検出限界値を超える放射性物資は検出されておらず、同245は同年7月からはこれを食しているほか、訴外妻及び訴外長女も平成24年頃以降は自宅の畑から収穫した野菜を食しており、お裾分けもしている（以上、原告番号2245本人調書20～25頁）。

ナ 原告番号2272は、本件事故当時、いわき市平にある東日本国際大学附属昌平高校で講師の仕事をしていたところ、同校は本件事故後の平成23年5月から授業が再開され、同原告自身も同月から勤務を再開している（原告番号2272本人調書1頁，26～27頁）。

ニ 原告番号2304と同2305（妻）は、本件事故後の平成24年3月頃に自宅の家庭菜園でジャガイモの栽培を再開し、同年6月頃に収穫したジャガイモについて放射性物質濃度の測定を受けたところ、基準値以下であったことから、その後は他の野菜も栽培している。収穫した野菜は同原告らで食べているほか、よくできた物は知人にお裾分けもしている。自宅の庭に植えている果物については、平成25年からは、放射性物質濃度を測定することなく同原告らで食べている（以上、原告番号2304本人調書11頁，13頁，17～18頁）。

ヌ 原告番号2501は、本件事故当時、いわき市の小名浜生協病院において事務職員として勤務していたところ、本件事故後も継続して勤務をしている（原告番号2501本人調書28頁）。

ネ 原告番号2528は、本件事故当時、福島県立いわき総合高校の講師として勤務していた。同校の入学式は、例年4月10日前後に行われるが、平成23年度は約2週間程度遅い4月25日頃に行われた（ただし、前記(3)キによれば、同校の平成23年度の入学式は、平成23年4月15日に行われたとされている。）。同原告自身は、平成23年5月6日頃から勤務再開した（以上、原告番号2528本人調書17～20頁）。また、同原告の訴外母は、避難先から

戻った平成23年3月17日、いつもどおり炊事、部屋の片づけ、庭の落ち葉掃除や草むしりをしており、庭掃除については同原告も手伝った（同原告本人調書22頁）。

ノ 原告番号3133は、本件事故当時、いわき市内の保育園（好間保育所。社会福祉法人さくらんぼ会）で保育士として勤務していたところ、当該保育園は、「避難した保護者の方も戻って来たり、会社の方がやっぱり始まるということ」から、平成23年3月26日から業務を再開している（原告番号3133本人調書1～4頁、甲D18・3～4頁）。同保育園では、同年秋頃には、園庭での外遊びを開始したほか（同本人調書13～14頁）、当日が雨天であったために屋内での実施となったものの、運動会が実施されている（同本人調書37～38頁）。また、同3132（夫）は、本件事故当時、いわき市内の会社で台所用品の製造に関する業務に従事していたところ、遅くとも平成23年4月には通勤を再開している（同本人調書24頁）。

以上のとおり、原告本人尋問の結果等から明らかにされているだけでも、いわき市内の病院や一部の会社では、本件事故後も引き続き業務が継続されているほか（前記ウ、オ、カ、ヌ）、平成23年4月上旬頃までには、精神障害者施設や介護福祉施設、保育所、歯科医院、製造工場、理髪店、飲食店等あらゆる業種において勤務・営業が再開されている。また、本件事故後に避難を行った者の中には、避難先で仕事に従事する者（前記チ）や、避難先からの帰還後直ちに本件事故当時の職場に復帰する者（前記セ）もおり、避難を行った者においても、必ずしも失業や大幅な減収が生じたものではなく、自ら事業を行っていた者に対しては、本件事故と相当因果関係のある減収について、営業損害（逸失利益等）の賠償がなされている（前記チ及びテ参照。ただし、当該原告らに限るものではない。）。

また、営農等についても、出荷用・自家消費用の区別なく平成23年中から

再開されており，例えば，原告番号1073（同1072の長男）が営むいわき市内の農業法人については，平成23年4月頃から営農を再開し，翌月から収穫物の納入も行っており（前記オ），本件事故当時に自家消費野菜を栽培していた者についても平成23年4月以降順次営農を再開している（前記ケ及びト。前記（4）についても参照。なお，本件事故と相当因果関係のある農業損害（出荷制限指示や風評に基づく損害）については，精神的損害等の賠償とは別途に農業者に対して賠償がなされる。）。

以上の就労や営農の再開状況からも，いわき市内においては，本件事故後速やかに社会活動が再開されていることが認められる。

3 本件事故の放射線による健康への影響について

(1) 原告本人尋問の結果等から，以下の事実が認められる。

ア 原告番号1021の子供ら（同1022及び同1023）が本件事故後に受けた甲状腺検査の結果は，「A2」であり，その後の経過観察を受けているものの，「変わりないです。」と述べている（原告番号1021本人調書34頁）。

イ 原告番号1049は，その訴外子供ら5名とともに，本件事故後，「ホールボディカウンターなどの内部被ばく検査を受け」，「特に問題はなかった」旨を述べており（原告番号1049本人調書27頁），また，同原告の陳述書及び本人尋問における陳述においても，同原告及びその家族について，本件事故後，本件事故に起因して健康状態に変化が生じたことは窺われない。

ウ 原告番号1067は，毎年，子である同1069に甲状腺のエコー検査を受けさせるなどしているものの，その結果について「今のところ，全く異常はありません。」と述べているほか（原告番号1067本人調書16頁），同1067の世帯の家族に本件事故の放射線の作用による具体的な健康被害が生じていることを示す事情は窺われない。

エ 原告番号1072は，本件事故後にホールボディカウンターの検査と県民健

康調査を受診しているが、いずれも異常はなかった旨述べている（原告番号1072本人調書41～42頁）。

オ 原告番号1077及び同1078（妻）は、本件事故後に放射線被ばく量の検査を受けておらず、その理由については、検査を受けようという意思がなかったからと述べている（原告番号1077本人調書23～24頁）。他方、同1077の陳述書においては、本件事故の放射線の影響によって、同1077及び妻の健康に影響が生じたことは窺われない（甲D25）。

カ 原告番号1081は、その家族を含めてホールボディカウンターの検査を受けておらず（原告番号1081本人調書22頁）、また、本件事故後、本件事故に起因して健康状態に変化が生じたことは窺われない。

キ 原告番号1128の陳述書及び本人尋問における陳述には、同原告及び同1129（妻）について、本件事故後、本件事故に起因して健康状態に変化が生じた事実については何ら記載がない（原告番号1128本人調書、甲D6）。また、同1128は、本件事故後に放射線被ばく量の検査を受けていない（同本人調書32頁）。

ク 原告番号1132は、本件事故後に内部被ばく線量を測定するホールボディカウンター検査を受けたが、測定結果は不検出であった（原告番号1132本人調書25頁、37頁）。また、同1132、同1133（妻）及び同1134（長男）は、本件事故後に県民健康管理調査の一環として外部被ばく線量の検査を受けたところ、平成23年3月から同年7月までの実効線量はそれぞれ0.6ミリシーベルトであったが、当該検査結果についての説明資料については、「差し当たっての影響があるというような内容ではなかったと思います」と述べている（同本人調書29頁、35～36頁、甲D14・7頁）。なお、福島県は、いわき地区の調査結果では99%以上の被検者が1ミリシーベルト未満となっており、当該調査結果について、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」と評価している（乙A48）。

- ケ 原告番号1195, 同1196 (夫) 及びその同居親族 (訴外義母) について, 本件事故後に本件事故の放射線の作用による具体的な健康被害が生じていることを示す事情は窺われぬ。原告1195らの訴外孫のうちの一人が, 甲状腺検査で再検査の判定を受けたことはあったものの, 再検査の結果は異常なしであった (原告番号1195本人調書31頁)。
- コ 原告番号1206の陳述書には, 同原告, 同1207 (妻) 及びその同居親族 (訴外長女及び訴外次女) について, 本件事故後に健康状態に変化が生じた事実や検査を受けた事実について何ら記載がない (甲D19)。
- サ 原告番号1239 (妻) は, 本件事故後, 子供の甲状腺検査を毎回受けさせていると述べるが, 異常が指摘された旨の記載はない (甲D68・10頁)。また, 同原告は, 本件事故当時妊娠8ヶ月であり, 平成23年7月2日に同1241 (長男) を出産し, その4年後には訴外次男を出産しているところ, 陳述書には母子の健康状態に関して特段の記載はない。
- シ 原告番号1289は, 子である同1290及び同1291にホールボディカウンター検査を受けさせたところ, 「一応, 甲状腺のものは幾つか, 複数見つかったけれども, 大丈夫な範囲ですという結果でした。」 (原告番号1289本人調書24頁) というのであり, そのほかにも, 家族に本件事故の放射線の作用による具体的な健康被害が生じていることを示す事情は全く窺われぬ。
- ス 原告番号1506は, その世帯について, 「放射能の体へ影響は, 現在はありません」と述べている (甲D7)。また, 同1506の子である同1504及び同1505は, 本件事故後に甲状腺検査を受け, 「問題ないという結果」であり, 他方, 同1506及び同1507 (妻) は放射線被ばく量の検査を受けていない (原告番号1506本人調書19頁)。
- セ 原告番号1579の陳述書には, 同原告について, 本件事故後に健康状態に変化が生じた事実は何ら記載がない (甲D22)。
- ソ 原告番号1612の陳述書及び本人尋問における供述には, 同原告及び同1

- 613（妻）について、本件事故後、本件事故に起因して健康状態に変化が生じた事実は何ら記載がない（原告番号1612本人調書，甲D62）。
- タ 原告番号1624及び同1625（妻）は、本件事故後にホールボディカウンター検査を受け、異常なしとの結果を受けている（原告番号1624本人調書29頁）。
- チ 原告番号2005や同2004（夫）は、本件事故後の平成24年に放射線被ばく量の検査を受けたが異常はなく、同2006（長女）が検査を受けたかどうかについて、同2005は分からないということであるが、長女は畑作業などを行わないため、大丈夫だろうと考えていると述べている（原告番号2005本人調書33頁）。
- ツ 原告番号2041は、「事故前には全くなかったちくのう症のような鼻の症状が私に出て、今も続いています。」と述べているものの、「放射線被爆の影響で間違いないとまでは言い切れません」などと説明しており（甲D21・6～7頁）、また、本件事故の放射線による影響によって同原告が「ちくのう症」に罹患したということを確認できる説明ないし資料は一切提出されていない。また、同原告は、その世帯全員を含めてホールボディカウンターの検査を受けていないと説明しており（原告番号2041本人調書30頁）、また、本件事故後、本件事故に起因して健康状態に変化が生じた事実は窺われない。
- テ 原告番号2136は、本件事故後に、子供ら（同2137ないし同2140）に、甲状腺検査やホールボディカウンターの検査を積極的に受けさせているということであるが（甲D24・5頁）、同検査で異常を指摘された事実は明らかにされておらず、同原告自身についても、本件事故後に健康状態に変化が生じた旨を述べていない。
- ト 原告番号2245や訴外妻及び訴外長女は、本件事故後にホールボディカウンターなどの放射線被ばく量の検査を受けていない。本件事故の放射線の影響によって健康状態に変化が生じたことは窺われない（原告番号2245本人調

書17頁, 28頁)。

- ナ 原告番号2272及びその訴外夫は、本件事故後に、放射線被ばく量の検査を受けたことがあるが、その検査結果について、医師や専門家から健康に悪影響が及ぶ可能性を指摘されたことはない(原告番号2272本人調書19頁)。
- ニ 原告番号2304は、本件事故後に放射線被ばく量の検査を受けたところ、同検査結果では異常を指摘されておらず、同2305(妻)や訴外の長女一家が検査で異常を指摘されたという事実も、同2304が知る限りではない(原告番号2304本人調書22～23頁)。
- ヌ 原告番号2497は、本件事故直後の平成23年3月14日か15日に、大野中学校でバケツで水を運んでいたときに一時的に体調が悪くなったことを、本件事故による放射線の影響ではないかと心配しているが、その後、その症状について病院に行って診察を受けたことはなく、ホールボディカウンターの検査も受けたことはない(原告番号2497本人調書37～38頁, 41頁)。訴外三男のホールボディカウンターの検査結果は「特に問題がなかった」と述べている(原告番号2497本人調書41～42頁)。
- ネ 原告番号2501は、同2502(長女)及び次女(訴外)について、甲状腺の検査の結果、次女については嚢胞が見つかったものの、いずれも異常はないという所見であった。また、長女についてホールボディカウンターの検査を受けたところ、異常はなかったと述べている(原告番号2501本人調書20～21頁)。
- ノ 原告番号2528及びその訴外母は、本件事故後に放射線被ばく量の検査を受けていない(原告番号2528本人調書27頁)。
- ハ 原告番号3133は、同3135(三女)及び同3136(長男)について甲状腺がんの検査をした際、嚢胞がそれぞれ2, 3個見つかったものの、「医者からは大丈夫であると言われました」と説明している(原告番号3133本人調書31頁, 甲D18・10頁)。また、同3133は、その子ら全員がホール

ボディカウンターの検査を受けたところ、「その結果は大丈夫でした」と説明している（同本人調書31頁）。

（2）小括

いわき市内における空間放射線量は、住民の健康に影響を及ぼす程度のものではなく、いわき市はそもそも放射線による健康影響を懸念すべき客観的状況にないことは、前記第2の1で述べたとおりであるが、以上の原告本人尋問の結果等からも、そのことが明確に裏付けられている。

すなわち、放射線による健康影響への懸念を理由として本訴請求を行っている原告らにおいてさえ、放射線被ばく線量の検査や甲状腺検査等のその他検査を行ってすらいない者が多数存在しており（前記オ～キ、ス、ツ、ト、ヌ、ノ）、また、検査を受けた者の中には異常を指摘された者は存在していない（なお、甲状腺の嚢胞については、健康な状態でも見つかるものであり、成長とともに自然に増えたり、減ったりするものである。）。

また、本件事故後に体調等の変化や疾患が認められた原告らにおいても、当該体調の変化や疾患が本件事故の放射線の作用によるとは認められない。

4 まとめ

以上に述べたとおり、いわき市においては、自主的避難等対象区域と旧屋内退避区域の別を問わず、本件事故による健康影響を懸念すべき客観的状況にはなく、本件事故の放射線と相当因果関係のある健康影響が生じている原告らも認められない。

また、いわき市の住民は、自主的避難等対象区域及び旧屋内退避区域の別を問わず、政府の指示によって避難を強制されたものではなく、本件地震及び本件津波によって甚大な被害を受けた中で、多くの住民は避難しておらず、避難を実行した者についても、多くの場合において、その避難期間は、原告本人尋問の結果

等で明らかにされた範囲だけでも概ね1か月以内にとどまっている。このような避難の有無・避難期間に係る住民の判断は、いわき市が放射線の影響によって居住し得ない状況にはないことが速やかに周知されていることを示すものであり、多くの住民が本件事故後に提供されている情報を踏まえて、冷静な対応をとってきたことが窺われる。

実際に、本件事故後のいわき市内では、避難しなかった住民や本件事故直後に避難したものの速やかに帰還した住民によって、社会活動が継続又は直ちに再開されているものであり、病院については本件事故後も診療が継続され、商業施設については本件事故直後から営業が再開されており、本件事故後1か月程度で物資の確保が困難な状況は解消されている。学校等についても平成23年4月6日に市内の小中学校の入学式が執り行われている。

また、就労の面からみても、平成23年4月上旬頃までには、精神障害者施設や介護福祉施設、保育所、歯科医院、製造工場、理髪店、飲食店等あらゆる業種において勤務・営業が再開されている。営農についても、出荷用・自家消費用を問うことなく、原告本人尋問の結果等で明らかにされただけでも、平成23年4月以降、多くの住民が順次営農を再開しており、本件事故後に出荷制限の対象となっている産品は一部の産品にとどまり、多くの産品においては、一般食品の基準値を超える放射性物質は検出されていない実情にある。その結果、食生活の面からみても、日々摂取する食品について基準値を超える放射性物質による汚染を懸念すべき状況にはなく、飲料水についても安全性が確保されている。

このような本件事故後におけるいわき市の客観的状況や、住民の具体的な生活状況等からは、自主的避難等対象区域と旧屋内退避区域の別を問わず、本件事故の放射線の作用によって原告らに対する具体的な法益侵害が生じていたとみることは困難であり、少なくとも、被告東京電力の既払金を超える損害が基礎付けられるということとはできない。

第3 原告らが述べる精神的苦痛の内容に対する反論について

本項では、以上も踏まえつつ、原告らが本件訴訟において訴える精神的苦痛の内容について検討し、そのような主張によっても、原告らの本訴請求が基礎付けられるものではないことを明らかにする。

1 原告本人尋問が実施された原告について

(1) 原告番号1008

ア 原告番号1008は、本件事故後に、避難先からいわき市の自宅に戻って以降は、家庭菜園をやめる、布団や洗濯物を屋外に干さない等の被ばく対策を行うようになり、現在もなお不安があると述べている（甲D60・6～8頁）。

しかしながら、同原告は、自宅に戻った平成23年3月28日から同年夏頃までの間、支援物資を避難者等に配って回る支援活動に積極的に参加しており（原告番号1008本人調書7～8頁）、本件事故発生から間もない時期においても、外出を控える等、放射線を気にしていた様子は窺われない。

また、同原告は、本件事故後100日が経過した頃からは、家族の分も含め洗濯物を屋外で干すようになっており、同原告の夫（同1007）からも反対されなかったということである（同本人調書28～29頁）。

さらに、原告番号1008は、本件事故当時、隣人の家庭菜園の一部を借り受けて家庭菜園に取り組んでいたものの、本件事故後の一定期間は家庭菜園をやめていたということであるが、同原告は、家庭菜園の一部を「貸して下さった方のまねをして、その人が危ないというときはやらない」という考えに基づいて家庭菜園への取り組みを中断していたものであり、家庭菜園の放射性物質による汚染状況を確認して中断していたものではない。また、同原告は、平成26年には家庭菜園を再開しており、再開後に収穫した野菜については、原告ら夫婦、訴外長女及び訴外孫で食べているほか、近所の人にも「食べるってお

っしやる方には全てあげました。」と述べており、岐阜に住んでいる訴外次女にも送っている（以上、同本人調書9～11頁，23頁）。

以上のとおり、同原告は、あくまで抽象的・漠然的な考えに基づいて被ばく対策をとっていたものであり、その期間も限定的であるから、原告らが主張する精神的損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号1008は、「孫たちの将来はどうなるかと、疑問と不安は増えるばかりです。」と述べているが（甲D60・9頁）、訴外孫ら3名について現在までに本件事故の放射線の影響による健康影響が生じた事実やそうした健康影響を懸念すべき事情は何ら明らかにされておらず、原告らの損害を基礎付けるものではない。

ウ さらに、同原告は友人がサークルに来られなくなり心配するなどした旨述べるが（甲D60・8頁）、その後も同友人との付き合いは続き、同原告の家で採れた大根や白菜をあげるなど、良好な人間関係を築いており（原告番号1008本人調書28頁）、同原告が述べる事情は、同原告の損害を基礎付けるものではない。

（2）原告番号1021

ア 原告番号1021は、本件事故後は、放射線の影響を少なくするため水と食べ物に気を付けた、子供ら（同1022及び同1023）を公園、海、山で遊ばせない、川原でBBQ等もしなくなると述べている（甲D27・7～8頁）。

しかしながら、同原告は、本件事故後に、テレビ等でいわき市内の空間放射線量が徐々に低減していることを確認していたほか（原告番号1021本人調書8頁，26～28頁，36頁）、水や食べ物の放射線量について基準値以下又は検出限界以下であるという情報や、放射線による健康リスクが高いものではないとの国や県が公表している資料にも接したことがあると述べている（同本人調書41頁）。同原告は、このような情報について「響かない」と述べ（同本

人調書4 1頁), 空間放射線量がゼロにならない限りは安心できないという極端な意見を述べており(同本人調書3 6頁), 同原告の被ばく対策は, 同原告独自の考えに基づいたものである。

以上のとおり, 同原告が本件事故後に行っていた被ばく対策は, あくまで同原告独自の考えに基づいたものであり, 同原告の損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号1 0 2 1は, 放射線による子供ら(同1 0 2 2及び同1 0 2 3)の健康影響に関する不安について「常にストーカーに命を狙われ, びくびくしながら生活している感じです。」と述べている(甲D 2 7・1 3頁)。

しかしながら, 同原告の子供らについて, 現在までに本件事故の放射線の影響による健康影響が生じた事実は明らかにされていない。

また, 同原告の子供らが本件事故後に受けた県民健康調査の結果では, ヨウ素の摂取が多いという指摘を受けたということであるが(原告番号1 0 2 1本人調書3 4頁), あくまで「海藻を控えてください」と経過観察になったにとどまり, 同原告は, その後の経過観察の結果についても「毎年毎年ありますが, 変わりないです。」と述べており, 医師から治療を要する旨の指摘を受けた事実は明らかにされていない。

したがって, 同原告が述べる不安は, 医学的な根拠に基づかない抽象的・漠然的な不安をいうにすぎず, 原告らの損害を基礎付けるものではない。

(3) 原告番号1 0 4 9

ア 原告番号1 0 4 9は, 本件事故当時, いわき市内の「いわき・さくらんぼ保育園」で保育士として勤務していたところ, 平成2 3年中は理想とする保育を実践することができず, 外遊びや裏山の散歩等ができなくなってしまったと述べている(甲D 2 3・1 0～1 1頁, 甲D 4 5)。

しかしながら, 当該保育園においては, 空間放射線の測定結果を踏まえて,

平成23年3月30日から業務を再開しており（原告番号1049本人調書3頁，21頁），避難指示等の対象区域ではないいわき市内においては外遊びや山での散歩なども何ら制限されておらず，同原告の損害を基礎付けるものではない。

また，当該保育園では，平成23年5月頃には園庭の土を入替える作業が行われ，それ以降は園児を園庭で遊ばせることができおり，平成24年には園庭での夏祭りや運動会等（乙D1の1）が，同年5月にはいわき市内で田植え体験も実施できている（同本人調書27～28頁）。他方，同じくいわき市に所在する好間保育所においても，平成23年3月26日から業務を再開しており（原告番号3133本人調書1～3頁，甲D18・3～4頁），遅くとも平成23年秋頃には園庭での外遊びが行われ（同本人調書13～14頁），屋外での運動会が予定されるに至ったとのことであるから（同本人調書37～38頁），同市内の保育所では平成23年時点において客観的に外遊びが可能になっていたことが確認できる。

そもそも，「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」という文部科学省が示した文書（乙A44）では，「校庭・園庭で3.8 μ Sv/時間未満の空間線量率が測定された学校については，校舎・校庭等を平常どおり利用して差し支えない」とされており，甲D第48号証の3（当該保育園の放射線測定値）を踏まえても，当該保育園について平成23年時点で平常どおりの利用が可能な状況にあったのであるから，当該保育園の方針として外遊びの時間を制限するなどしていたとしても，そのことをもって，同原告個人の法的損害が生じたと評価できるものではない。

イ 原告番号1049は，「福島県ということではじめがあります。」と述べているが（甲D23・10頁），同原告やその家族について，実際にいじめの被害があった具体的事実は明らかにされておらず，具体的な事情や供述の真否は全く不明である。同原告の個人法益に対する侵害があったとは解するに足りず，当

該原告の損害を基礎付けるものではない。

(4) 原告番号1067

ア 原告番号1067は、本件事故当時生後5か月であった同1069（長女）に対する本件事故の放射線による影響に不安を抱いている旨述べている（甲D16・8～9頁等）。

しかしながら、同1067が「避難して1か月ぐらいして、当時、市の発表する線量の数値も若干下がってきていて、いわきは線量が低いんだということが徐々に分かってきたこともあったので、そろそろ戻って来てもいいんじゃないかということ、震災後1か月ぐらい、4月の末ぐらいになって、話し始めました。」（原告番号1067本人調書15頁）と述べているとおり、同原告は、平成23年4月末頃には、長女を連れて石川県に避難していた同1068（妻）に対し、いわき市の自宅への帰還を勧めていたものである。

また、同1067は、自宅への帰還後、毎年、長女に甲状腺のエコー検査を受けさせるなどしているが、現在まで全く異常はないというのであるから（同本人調書16頁）、同原告が述べる不安は、確たる根拠のない漠然としたものにすぎないというほかなく、原告らの損害を基礎付ける事情には当たらない。

イ 原告番号1067は、主に同1069（長女）の将来を念頭に置きながら、福島県民に対する結婚差別や社会的差別への不安も述べているものの（甲D16・8頁等）、これについても、具体性を欠き、漠然とした不安を述べるものにすぎず、同原告の精神的損害を基礎付けるものとは評価できない。

(5) 原告番号1070

ア 原告番号1070は、社会福祉法人希望の杜の理事長として、本件事故後、同法人が運営する精神障害者福祉施設の運営維持のために奔走し、現在も運営維持の方策に頭を悩ませ心労が絶えないなどと述べて、同法人理事長としての

精神的損害の賠償も行われるべきだと述べている（原告番号1070本人調書33頁）。

しかしながら、同原告が、本人尋問において、「(本件事故前後で) 授産事業の収益が落ち込んだというのは、そんなにはないわけですか。」との質問に対し、「基本的に、職員が必死になってイベントに行ったり何なりして売り歩くものですから、必然的に激減するということはないと思っています。」と述べていることから明らかなとおり、本件事故前後で上記法人の事業収益に大きな落込みはなかったと認められる。

それにもかかわらず、同原告の供述によれば、被告東京電力は、上記法人に対し、「平成23、24年の2年分、それから25年、26年分」の「二つ合わせて8000万ぐらい」の賠償を受けているということであるから（同本人調書33頁）、上記法人の損害については、実態を上回る十分な賠償を受けているというべきであって、同原告が述べる上記事情は、上記法人の損害とは別途、同原告個人の損害を根拠付けるものではない。

イ 原告番号1070は、「本件事故前は年4回、大阪から同原告らの自宅に遊びに来ていた2人の孫（本件事故当時、小学4年生と幼稚園児）が、本件事故の影響で年に1回くらいしか遊びに来てくれなくなった。」旨述べて（甲D10・16頁）、訴外孫らと会う機会の減少したことによる精神的苦痛も述べている。

しかしながら、同1070及び同1071（妻）の訴外長男（上記訴外孫の父親）は大阪府在住の公務員であり、その訴外妻は専業主婦である上（原告番号1070本人調書36頁）、訴外孫らがまだ手のかかる年齢であったことからすると、高額な出費を伴ういわき市への帰省は、訴外長男らにとって、経済的にも労力的にも大きな負担を伴うものであったと考えられる。加えて、同1070が、本人尋問において、「本件事故前の平成22年に長男らは年4回帰ってきてくれましたか。」旨の質問に対し、「というふうに記憶しているということですから、本当なのかって聞かれるとそれは分かりませんよ。」と曖昧

な返答を行っていることからすると（同本人調書37頁）、本件事故前についても、毎年、訴外長男らが年に4回もの頻度で訴外孫らを連れて帰省していたのかは甚だ疑問というべきである。

仮に、本件事故前に、同1070が述べるような頻度で訴外孫らが同原告方に遊びに来ていたとしても、訴外孫の成長に伴って祖父母方を訪問する機会が減少していくというのは自然なことであるから、訴外孫らとの面会の機会の減少を本件事故の影響と関連付けることはできない。

したがって、訴外孫らとの面会の機会の減少を旨とする同原告の精神的苦痛は、同原告の損害を基礎付けるものではない。

（6）原告番号1072

ア 原告番号1072は、本件事故後、結婚前の息子ら（同1073及び同1074）を連れて避難したかったが、ガソリンがなく避難できなかったと述べている（甲D17・6頁）。

しかしながら、同原告は、東日本大震災から3週間ぐらいでガソリンを入手でき、1か月過ぎ（平成23年4月中旬頃から）にはいろいろなガソリンスタンドで給油できるようになったとも述べているが、同原告自身や息子らはその後も避難することなく、いわき市の自宅で本件事故前と同様の生活を続けている（原告番号1072本人調書28～31頁）。同原告は本件事故後に参加した放射線の学習会において「外からの放射能についてはそれほど心配ない」と聞いているほか、低線量被ばくのリスクが大きなものではないことを述べる資料を見ていた（同本人調書12～13頁）のであり、遅くとも同年4月中旬以降は、このような情報やいわき市の客観的状況から避難の必要はないと判断していたものと考えられる。

したがって、同原告が述べる上記事情は、原告らの損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号1072は、現在のいわき市は、一見、平穏な生活を取り戻しているように見えるものの、心から平穏な気持ちで生活している人はいないと述べている（甲D17・8頁）。

しかしながら、同原告は、その一方で、「私のような一般人の目から見て、明らかに原発事故と関連がないといえることでさえも」、「病的なまでに原発事故と結び付けてしまう」（甲D17・9頁）人に対して、「そう言っても放射能だけ心配してたら、病気になっちゃうよとか言っても聞き入れてもらえない」と述べ、「何でも原発のせいになくちゃ、自分の気持ちも収まらないという人はいます。」と述べており（原告番号1072本人調書46頁）、同原告自身は、放射線に関する学習会等で入手した情報や周囲の客観的状況から、落ち着いて日常生活を送っており、周囲に対しても不必要に怖がる必要はない旨を諭していた様子が窺える。

このような同原告自身の認識からしても、同原告が述べる上記事情は、同原告の損害を基礎付けるものではない。

（7）原告番号1075

原告番号1075は、「今後の放射線被ばくによる身体への影響に不安を抱えております。」と述べて、本件事故の放射線による健康被害に不安がある旨述べている（甲D64・6頁）。

しかしながら、本件事故の影響で具体的に同原告の健康に被害が生じていることを窺わせる事情は何ら存在しない。しかも、同原告は、「被ばく医療については日本で第一人者」（原告番号1075本人調書8頁）だという齊藤紀医師が、本件事故に関する講演を続ける中で、本件事故と甲状腺がんの増加の因果関係につき「懐疑的な立場を取っているということは承知しています。」と述べており（同本人調書24頁）、また、放射化学を専門としている吉原賢二東北大学名誉教授の話聞いて「これは自分もとどまっていな」と避難しない決断を下

したのであり（同本人調書9頁）、そのような事情からしても、同原告が述べる健康被害への不安は、科学的根拠に基づかない「漠然とした恐れ」（同本人調書20頁）にすぎないというべきである。

したがって、同原告が述べる上記事情は、到底、原告の損害を基礎付けるものではない。

(8) 原告番号1077

ア 原告番号1077は、本件事故後のいわき市における生活で、水や食料等の生活物資の確保に苦勞したことを述べている（原告番号1077本人調書6～7頁，甲D25・2頁）。

しかしながら、本件地震や本件津波による被害によって物流に混乱が生じ、生活物資の品薄状態が生じたものと考えられるのであり、そのような中でも、同原告自宅の「すぐ近く」にあるスーパーマート釜の前店は、本件事故後2，3日ほどで営業を再開し、品薄状態についても本件事故後1か月ほどで解消されたということである（同本人調書6～7頁，21頁）。また、その他の原告らの供述等からも、同市内では、平成23年3月20日頃にはガソリンを入手できるようになり、その他商店や病院などの生活関連施設についても平成23年3月末頃から4月初め頃には営業等を再開しており（原告番号1132本人調書8頁，19～20頁）、同市内では、平成23年3月末頃には、生活上の不便が大きく解消している実情にある。

したがって、同原告が述べる生活上の不便が生じていたのは、あくまで震災後の一定期間にとどまり、その主たる原因も震災による物流の途絶にあると考えられるから、原告らの損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号1077は、本件事故後の平成23年4月15日から同年7月28日までの間、本件事故当時に避難指示区域内（南相馬市小高区）に居住していた同原告の訴外姉と訴外甥の避難を受入れ、受入れ期間中の生活では互いの生

活ペースが異なる等のストレスを感じ、同1078（妻）は本件事故前からの持病である自律神経失調症が悪化したと述べている（原告番号1077本人調書13～15頁，甲D25・3～4頁）。

しかしながら，かかる避難の受入れ自体，同1077の好意に基づくものである点を措くとしても，同原告自宅の間取りは，1階はダイニングキッチンのほか6畳間二間と8畳間，2階は10畳間一間となっており，同原告，妻，訴外姉と訴外甥の4名で生活するには十分な広さと認められ，実際に，同原告の訴外娘2人が独立する以前には4名で暮らしていたものである（同本人調書14頁，24頁）。また，そうした自宅での生活においては，同原告が述べる生活ペースの違い（同本人調書14頁によれば，訴外姉は午前5時に起床し午後6時に就寝するが，同原告及び妻は午前7時半に起床し，就寝は午後10時頃以降ということである。）による大きな影響があったとは認めがたい。

さらに，妻の昭和60年頃からの持病である自律神経失調症の悪化も，身体の倦怠感を感じたというにとどまり，それを踏まえて改めて通院はしておらず，妻自身の感覚上のことということである（同本人調書25～26頁）。

したがって，同原告が述べる上記事情は，本件事故による原告らの損害を基礎付けるものではない。

ウ 原告番号1077は，本件事故後の半年間程度，水道水を飲むことや屋外に洗濯物を干すことを避け，同3年間程度は，福島県産の生鮮食品を避けていたことや，本件事故前には行っていた山歩きについては現在も出掛けていないと述べている（原告番号1077本人調書16～17頁，甲D25・5頁）。

しかしながら，いわき市における井戸水や水道水に含まれる放射性物質量は，平成23年4月18日以降現在まで全て検出下限値未満と安全性が確保されており（乙C31の3），市場で流通している食品についても安全性が確保されているほか（乙A53），自主的避難等対象区域においては，洗濯物を室内に干すことについても特に必要とされておらず，山歩きを行うことについても特に制

限はない。

そうした中で、同原告が、自らの判断でこれらのことを避けていた時期があったとしても、本件事故の放射線の作用によって同原告の権利利益が侵害されたものということとはできず、同原告の損害を基礎付けるということとはできない。

(9) 原告番号1081

ア 原告番号1081は、本件事故前は、家庭菜園で野菜や草花の栽培を楽しみにしていたものの、本件事故後は栽培をする気にならず、荒れ地になっていると述べている（甲D26・3頁）。

しかしながら、本件事故後のいわき市においては、食用ではない草花の栽培のみならず家庭菜園に取り組むことは何ら制限されておらず、同原告の家庭菜園の土壌等から家庭菜園への取り組みを差し控えるべき放射性物質が検出された等の事実も明らかにされていない。その他の原告の供述等からも、例えば、同1077は、本件事故後の平成23年4月から同年7月までの間に、自宅の花壇を家庭菜園に造り変え、新たに野菜の栽培を開始しており（甲D25・4頁）、同1195は、平成23年5月ないし同年6月頃から家庭菜園を再開し、平成23年中に収穫した野菜については一般食品の基準値を超える放射性物質は検出されていないこと（原告番号1195本人調書34～36頁）が明らかにされている。

そうした中で、同1081があえて草花の栽培も行わず、家庭菜園への取り組みを中断しているのは、あくまで同原告の判断によるものであって、当該原告の損害を基礎付けるものということとはできない。

イ 原告番号1081は、本件事故当時、いわき市の教職員組合の専従職員として勤務していたところ、平成23年4月6日の学校再開については多くの保護者や教職員から不安の声が寄せられたと述べて、具体的な「学校現場からの声」を陳述書において多数引用しているが（甲D26・3～6頁）、かかる事情自体

は、同原告自身の法益侵害を基礎付ける事情には当たらない。なお、同原告が陳述書において指摘する「教職員からの不安の声」は、「現場の反対の声を送ってくださいという形」で、学校再開に反対の意見を持つ教職員の意見を集約したものであって、反対に、学校再開を希望する意見は、そもそも求めていなかったということであり（原告番号1081本人調書23頁）、いわき市全体の意見を集約したものではない。

ウ 原告番号1081は、本件事故後、いわき市の児童らの内部被ばくや外部被ばくによる、児童らへの身体的影響及び精神的影響について不安を感じている旨を述べているが（甲D26・6～8頁）、当該事情は、前記イと同様、同原告自身の法益侵害を基礎付けるものではないほか、同原告の不安自体客観的な根拠や資料に基づくものではなく、原告本人尋問の結果等からも本件事故に起因して健康状態に変化が生じた事実は一切確認されていない。

（10）原告番号1117

ア 本訴訟の原告団長を務める原告番号1117は、仮設住宅に居住する避難住民に対する誹謗中傷、投石や落書きの被害等の事象を取り上げて、いわき市住民の間で分断・対立が生じ、コミュニティの深刻な破壊・歪みが生じていると述べているが（甲D13・10頁等）、同原告によれば、上記のような被害経験を持つ者は本訴訟の「原告団の中では聞いたことがない」（原告番号1117本人調書56頁）というのであるから、同原告が述べる上記事象は、同原告を含めた本訴訟の原告らに対する損害を具体的に根拠付けるものではない。

イ 同原告は、本件事故がいわき市民にもたらした被害の中心的な一つに健康への不安があると述べているが（甲D13・11頁）、いわき市民の健康への不安は同原告自身の法的利益とは無関係である点を措くとしても、同原告及びその妻はホールボディカウンターの検査を受けておらず（原告番号1117本人調書60～61頁）、また、本件事故後、本件事故に起因して健康状態に変化が生

じたことは窺われず、具体性を欠き、漠然とした不安を述べるものにすぎない。

(11) 原告番号1128

ア 原告番号1128は、低線量被ばくによる健康影響、あるいはそのリスクを感じながら生活をすることによる精神的・心理的な被害を受けている、と述べている（甲D6・8～11頁）。

しかしながら、同原告は、放射線の勉強会において専門家から客観的・専門的な知見を収集しており（原告番号1128本人調書29～30頁、42頁）、健康に影響を及ぼすものでないことを十分に認識していると考えられる。その上で、同原告は、本件事故後に放射線被ばく量の検査を受けておらず、「数字が分かったところでどうしようもないという気もします」と述べており（同本人調書33頁）、具体的な健康被害への不安があったものとは考え難い。実際、同原告の原告本人尋問の結果等からは、同原告及び同1129（妻）について、本件事故に起因して健康状態に変化が生じた事実は明らかにされていない（同本人調書、甲D6）。

したがって、同原告が述べる上記事情は、原告の損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号1128は、平成23年4月には「大地震・大津波からの復興・復旧をめざす浜通り復興センター」を立ち上げ、同年12月には「原発事故の完全賠償をさせる会」の設立に加わるなど、様々な取組みに忙殺され、趣味や訴外孫との交流で余生を送る夢が変更を余儀なくされたと述べている（甲D6・4～7頁）。

しかしながら、同原告の本件事故後における上記取組みは、自らの意思によって行っているものであり、何ら損害には当たらない。また、同原告は、上記の様々な取組みの中で、東京在住の3人の訴外子供ら家族（次男家族には孫がいる）の家に泊まることもあり、訴外子供らないし孫らとの交流も図ることが

できたということである（原告番号1128本人調書34頁）。

したがって、同原告が述べる上記事情は、同原告の損害を基礎付けるものではない。

(12) 原告番号1130

ア 原告番号1130は、本件事故後避難したかったが、ガソリンが入手できなかったことと、シングルマザーである教え子との間で「避難するときは、先生の車に乗っていこう」という約束があったため、避難することができなかったと述べている（甲D77・7～8頁）。

しかしながら、同原告は、テレビの報道、安齋育郎教授、ジャーナリストの江川紹子氏の報告学習会等から得た情報を踏まえて、風向きにさえ気を付けていれば、避難する必要はないと判断していた（原告番号1130本人調書4～5頁、26頁）。また、同原告は、平成23年3月下旬にはガソリンが手に入ったが、その後も避難しようとは思わなかったと述べ、ガソリンが入手できた後も上記教え子に連絡を取って一緒に逃げようという話をしたことはないと述べている（同本人調書25～26頁）。

以上からすれば、同原告が述べる上記事情は、原告の損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号1130は、福島県立いわき総合高校で平成23年及び平成24年夏にプールでの水泳指導を実施できなかったのは本件事故による放射線の影響を心配したためであると述べている（原告番号1130本人調書8頁）。

しかしながら、同校のホームページ（乙D8の5）には平成24年にプールの配管やスラブ等を補修した旨の記載があり、同校のプール施設には本件地震等による損傷が生じていたことが窺われる。また、同原告と同様に、本件事故当時、いわき市内で教員をしていた原告番号2497（いわき市立大野中学校の教員）は、同中学校について平成24年夏は屋外プールでの水泳指導を実施

した、放射線量が基準値を超えたことにより水泳指導を中止したことはないとして述べていることからすると（原告番号2497本人調書11～13頁）、いわき市内においては、平成23年及び平成24年中に本件事故による放射線の影響によってプール指導を行うことができない状況にあったとは認められない。

したがって、同原告が述べる上記事情は、原告の損害を基礎付けるものではない。

ウ 原告番号1130は、福島県立いわき総合高校において、本件事故後、屋外での部活動にはかなりの制限があった、ほとんど実施されていなかった旨述べているが（原告番号1130本人調書8頁）、同校のホームページ（乙D8の5）によると平成23年9月7日に仮設教室設置工事が実施されて校庭に仮設教室が建築されたことにより、校庭を利用した部活動が制限されたという事情もあった。また、同校の硬式野球部は、平成23年夏の全国高校野球福島県予選大会に出場するなど屋外の野球場で公式試合を実施しているところ、同原告は被告東京電力代理人の硬式野球部の練習はどうしていたのかとの質問に対し「グラウンドは先ほど言ったように仮設の教室が建ちましたので、端のほうでやっていたのかな。ちょっとごめんなさい、記憶にないです。」と述べている（同本人調書30頁）。

したがって、そもそも福島県立いわき総合高校において、本件事故後に本件事故の影響によって屋外での部活動が制限された事実は同原告の供述からも確認できない。また、いずれにせよ、かかる事情をもって、同原告の損害が基礎付けられるものではない。

（13）原告番号1132

ア 原告番号1132は、平成23年3月12日から、新聞の配達が行われなかったため、本件事故の情報に接することができず不安な日々を過ごしていたと述べている（原告番号1132本人尋問1～2頁、甲D14・1～2頁）。

しかしながら、同原告自宅の新聞の配達は、平成23年3月28日から再開されているほか、一時期中断していた理由自体、新聞配達員が本件津波に被災したためである（同本人調書2頁）。その点を措くとしても、同原告は、本件事故後に、テレビやラジオの報道によっても本件事故の情報を得ていたということである（同本人調書2頁，23～24頁）。

なお、同原告は、平成23年3月末頃からは約1年間にわたり、連日1回あたり40分から1時間程度、経済産業省の保安院や福島県の相談窓口に対して相談を行っており、その中では、本件事故後における原発の状況や、本件事故後にいわき市内の湧水を飲んだことによる健康影響、商店で流通している食品や換気や洗濯物を外に干すことの安全性など、身の回りの放射線の心配ごとを相談して、担当者から丁寧な説明を受けたと述べており（同本人調書9～12頁）、同原告が関心を有していた事項について、政府や県の担当者から直接説明を受けていると認められる。

したがって、一時期新聞配達途絶したことがあったとしても、同原告の損害が基礎付けられるものではない。

イ 原告番号1132は、本件事故後に避難することができず、本件事故直後の時期は生活物資が十分ではなかったほか、その後の生活においても被ばくによる健康不安があったと述べている（原告番号1132本人調書3～7頁等，甲D14・2～8頁）。

しかしながら、震災直後の時期には、本件地震や本件津波による被害によって物流に混乱が生じ、生活物資の品薄状態が生じたものと考えられるのであり、そのような中でも、いわき市内では、平成23年3月20日頃にはガソリンを入手できるようになり、同月23日頃にはスーパーマートSC高坂店が営業を再開し、同原告も同店で買い物を再開しているほか、同原告が本件事故前に通院していた病院についても、同月末頃から4月初め頃に営業等を再開しており（同本人調書8頁，19～20頁）、平成23年3月末頃には、生活上の不便が

大きく解消している実情にある。

また、同年11月時点における同原告の自宅の空間放射線量は、屋内が毎時0.25ないし0.4マイクロシーベルト、庭が毎時0.4ないし0.6マイクロシーベルトと毎時3.8マイクロシーベルトを大きく下回っているほか(同本人調書27頁, 甲D14・6頁), 同原告が本件事故後に受けたホールボディカウンター検査の結果は不検出であり, 同1132ないし同1134(同原告の世帯)が本件事故後に受けた外部被ばく線量の検査の結果(0.6ミリシーベルト)についても, 「放射線による健康影響があるとは考えにくい」とされている(同本人調書25頁, 29頁, 35~37頁, 甲D14・7頁, 乙A48)。

なお, 同1133(妻)や同1134(長男)は, 「私ほどは放射能に対して心配していないようです」と述べられている(甲D14・12頁)。

以上によれば, 同1132が述べる上記事情は, 本件事故による原告の損害を基礎付けるものではない。

ウ 原告番号1132は, 本件事故当時, 自宅で損害保険の代理店事務所を営んでいたところ, 本件事故後に避難指示区域内の顧客が避難したため多数の住所変更手続の申し入れがあつて煩雑となつたほか解約も続発したことから, 平成24年12月頃に廃業したと述べている(原告番号1132本人調書20~21頁, 甲D14・10頁)。

しかしながら, 本件事故当時における同原告の顧客数は150名ほどいたとのことであり, 本件事故後に同原告が廃業するまでの間には, そのうち合計7名の顧客から, 4件の解約申し入れと8件の住所変更の申し入れ(顧客Aから2件の解約, 顧客B及び顧客Cから各1件の解約, 顧客Dから5件の住所変更, 顧客Eないし顧客Gから各1件の住所変更)があつたにとどまり, 住所変更の申し入れについては本件事故以前においても月1, 2件があつたということである(同本人調書21頁)。

そのため, そもそも本件事故の影響によって同原告の業務負担が増えて廃業

に至ったという事実自体認められず、解約の原因も全く明らかにされていない。そのような中でも、被告東京電力は、ADR和解案を尊重して、同原告の平成23年3月から同年12月までの減収（ADR手続における同原告からの申告によれば5万円）や廃業が本件事故と相当因果関係を有することを前提として、90万円を賠償している（乙D4の1）。

以上によれば、本件事故後における同原告の業務負担の増加や廃業については、本件事故と相当因果関係を有するものとはいえず、少なくとも上記賠償金を超える同原告の損害を基礎付けるものではない。

エ 原告番号1132は、平成24年12月末頃に、同1134（長男）と、当時妊娠していた長男の訴外婚約者の結婚が取りやめとなり、その原因について、本件事故の放射性物質による汚染のために訴外婚約者が同1132の自宅で生活することを恐れたためではないかと述べている（甲D14・10～11頁）。

しかしながら、訴外婚約者は、その当時茨城県水戸市に居住しており、同1132自身、同1132と訴外婚約者の同居について、訴外婚約者からは「特に異論はでませんでした」と述べるにとどまっていることからすると、訴外婚約者が新婚当初から舅や姑に当たる同1132や同1133（妻）と同居して生活することを積極的に希望していたかは疑わしいと言わざるを得ない。また、同1132は、長男の婚約後、自ら自宅の改装工事を進めたことを述べているが、かかる改装工事自体、訴外婚約者の意向を踏まえたものであるのかどうかについても明らかでない。

また、同1132は、妻や長男よりも放射線の影響について強く不安を感じており、これを原因として妻や長男と度々喧嘩になっていたことを自ら述べているほか、訴外婚約者の妊娠についても、「子供を身ごもるべきじゃなかった」と述べていることからすると、妊娠を喜んでいる訴外婚約者が、そうした考えを持つ同1132と同居すること自体に抵抗を感じていた可能性がある（以上、原告番号1132本人調書25～27頁、甲D14・10～12頁）。

したがって、長男と訴外婚約者の結婚が取りやめになった経緯については、そもそも本件事故との相当因果関係が認められないものであり、同1132の言動などによると考えられることからしても、当該原告の損害を基礎付けるものではない。

(14) 原告番号1195

ア 原告番号1195は、本件事故の影響により、訴外長男がいわき市久ノ浜町で経営していた整骨院が閉鎖を余儀なくされ、また、訴外次女の交際相手が避難生活のストレスから働かなくなったので、訴外次女は上記交際相手と別れたと述べている(甲D52・4頁)。

しかしながら、訴外長男及び訴外次女はいずれも同原告と別居している成人であって、上記事情は、同原告自身の精神的損害を基礎付けるものではない。そのことを措くとしても、訴外長男の整骨院が閉鎖を余儀なくされた主たる原因は、同原告が「あその地域は、原発と津波と火事があったんですよ。だから亡くなった方も多いし、どこかに避難された方も多かったのです。」などと述べているとおり(原告番号1195本人調書29頁)、本件地震や本件津波の被害によって近隣住民が死亡又は避難するなどしたことによるものと考えられる。

また、訴外次女の交際相手が避難生活を契機として働かなくなったのは、専ら当該交際相手の判断によるものというべきであって、その要因を本件事故による避難生活のストレスに求めようとする同原告の主張には大きな飛躍があるというほかなく、到底首肯できるものではない。

したがって、同原告が述べる上記事情は、同原告の損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号1195は、本件事故の影響により、いわき市民間の人間関係がおかしくなったとし、自らについても、「(訴外)長男と(本件事故に対する)意見が合わないようになってしまったことが辛い。」と述べている(甲D52・7～

8頁)が、本件事故に限らず、世の中の様々な事象に対する見解が人によって異なるのは当然のことである。しかも、同原告は、訴外長男と平成23年12月頃から同居を続けているものである上、仲違いをしているわけでもないというのであるから(原告番号1195本人調書30頁)、同原告が述べる上記事情は、到底、原告の損害を基礎付けるものではない。

ウ 原告番号1195は、元保育士としての立場から、本人尋問において、本件事故が幼児の成長に与える影響について、縷々、持論を展開しているが(原告番号1195本人調書16～24頁等)、同原告の訴外孫らの成長については、気になるところは「特にはないですけど。」「こんなもんかなというふうには思っています。」(同本人調書36頁)というのであるから、上記持論は同原告の精神的損害を検討するにあたって、何ら考慮されるべきものではない。

(15) 原告番号1204

ア 原告番号1204は、放射線被ばくによる自己や家族への健康影響に対する不安が現在も続いていると述べているが(甲D8・12頁)、同原告自身も家族もホールボディカウンターや県民健康調査で異常を指摘された事実や医師から放射線の影響による健康上の問題がある旨の指摘を受けた事実は明らかにされておらず、同原告が述べる不安は、あくまで抽象的・漠然的なものにとどまり、原告の損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号1204は、本件事故のために農業経営上の重大な被害を受けたと述べている(甲D8・12頁)。

しかしながら、同原告の農業に関する営業損害については既に賠償を行っている(原告番号1204本人調書19～20頁)。また、同原告は、平成23年7月27日頃には、農作物の出荷を再開し、同年秋に収穫されたジャガイモ、ニンジン、タマネギの放射線量検査の結果は「不検出」(平成23年10月19日時点)となっており、土壌の放射線量も国の基準値をはるかに下回る数値で

あったということであり、農業用水についても同原告は「全く大丈夫だと分かった」と述べている（同本人調書26～27頁）。また、同原告は、本件事故後も、イタリアンレストラン「テラツツァ」、小名浜「サケ&サカナ ムメ」といった飲食店に栽培した野菜を納入し、「らでいっしゅぼーや」とも取引を継続しており、百姓市への出荷も平成23年7月には再開し、採算に合うレベルまでは回復しているとも述べている（同本人調書28～29頁、33頁）。

以上のことからすれば、同原告が述べる上記事情は、原告の損害を基礎付けるものではない。

（16）原告番号1233

平成23年4月に中学校に入学して吹奏楽部に所属していた原告番号1233の陳述書（甲D75）には、「避難してきた生徒は、高い楽器を買ってもらっていました。もともと地元には自分たちはそんなに高い楽器を買えず、さびた学校の楽器を借りているのに、不公平だなと感じた」（甲D75・8頁）と記載されており、本件事故当時未成年であった同原告がいわゆる賠償格差による不公平感を覚えていたかのような内容となっている。

しかし、同原告は、本人尋問において、賠償格差による不公平感につき、「自分はもうしょうもないなと思って聞いていた。」（原告番号1233本人調書30頁）と述べて、陳述書における上記記載が自らの思いであることを明確に否定している。

したがって、同原告の陳述書における上記記載は、原告の損害を基礎付けるものではない。

（17）原告番号1289

ア 原告番号1289は、子である同1290及び同1291の放射線被ばくによる健康不安から長野県への避難を余儀なくされ、平成23年12月末にいわ

き市に帰還した後もこのまま同市に居住し続けていいのか悩み、精神的に不安定になっている旨述べている（甲D1・8頁，10頁等）。

しかしながら、いわき市は、自主的避難等対象区域であって、平成23年4月上旬頃には、同市内の小学校の入学式、始業式が開催されるなど、同市内の生活環境は落ち着きを取り戻していたものである。また、同1288（夫）は、平成23年4月11日に同市平の自宅に帰還した頃からは、本件事故前と同様に、同市小名浜の勤務先までの自動車通勤を再開していたのであり（原告番号1289本人調書19頁）、同市は、本件事故から1か月後頃には、ガソリン供給等のインフラ面でも混乱期を脱していたものである。

そして、同1289は、上記のようないわき市内の小学校での入学式や始業式の開催や、同市での生活状況等を夫から聞いて把握していたと認められる（同本人調書18～19頁）。加えて、同1289は、自宅への帰還後は自宅での生活を継続しており、本件事故の2年後頃からは、長男である同1290が中学校のサッカー部に所属して屋外での運動を行うことを許容するなどしていたのであって（同本人調書24頁，34頁）、放射線による子らの健康被害を過度に心配することを示す具体的行動をとっていない。

したがって、同1289が述べる上記事情は、当該原告の損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号1289は、陳述書において、「多くの強制避難者との賠償の格差により、住民間の不和や軋轢など、別の被害も生じている。」（甲D1・13頁）と述べているが、同原告は、本人尋問においては、「賠償格差の話は、いわき地域に住んでいるので、出ません。」（原告番号1289本人調書26頁）と述べており、自らの陳述内容を否定しており、いわゆる賠償格差の問題が同原告の精神的苦痛の要因となっていることを窺わせる具体的な事情は存在しないから、同原告が述べる上記事情は、原告の損害を基礎付けるものではない。

(18) 原告番号1326

ア 原告番号1326は、平成23年3月13日に出産し、その2日後に退院して、産後間もない子供を含む子供3名（同1327ないし同1329）を連れて同月16日から同年4月5日まで避難を続けたことや、いわき市に戻った後も安心して生活することができなかつた旨を述べているが（甲D5・1～5頁，原告番号1326本人調書3～10頁），被告東京電力は同原告らが本件事故当時に妊婦や子供であることを踏まえた賠償を実施済みであり，同1326が述べる苦労等は被告東京電力の既払金において賠償の対象とされている。

イ 原告番号1326は、本件事故の放射線による子供ら（同1327ないし同1329）への健康影響を「とても心配しています」と述べているが（甲D5・7頁），子供らが受けたホールボディカウンター検査は異常なしとの結果であり，医師からも健康上問題ないとの指摘を受けている（原告番号1326本人調書15頁，29頁）。同原告は，同原告の子供らがおのちもいわき市内の自宅から小中学校，高校に通学しており，友達と公園で遊んだりするなど元気に過ごしていることを述べており（同本人調書25～26頁），同原告の子供らについて本件事故の放射線による健康影響を懸念すべき状況には全くない。

したがって，原告番号1326が述べる上記事情は，原告の損害を基礎付けるものではない。

(19) 原告番号1506

ア 原告番号1506は，同1507（妻）が本件事故当時に妊娠中であり，平成23年3月16日に同1505（次男）を，いわき市内の産婦人科で出産したところ，出産後2日で退院を余儀なくされ，血液検査や聴力検査等を受けることができなかつたと述べている（甲D7・3～4頁）。

しかしながら，妻が出産後2日で退院を余儀なくされたのは，「水も出ない，食料もない，十分な食事ができないという状況で，物資も入ってこないとか，

スタッフが足りないということで、2日で退院してほしいという話」があったからであり（原告番号1506本人調書3頁）、断水や物資の不足が一番大変だったという説明（同本人調書15頁）等を踏まえると、本件地震や本件津波の影響による物流の混乱が原因であると推察される。また、同原告らは、本件事故直後の平成23年3月16日から同月18日にかけて、いわき市内の産婦人科において出産と2日間の入院が可能であり、また、同1506がいわき市に帰還した平成23年4月20日時点では、同市内の産婦人科において、乳児であった次男の健診のために通院することもできている（同本人調書18頁）。

したがって、上記の出産の経緯をもって、本件事故による損害が基礎付けられるものではない。

イ 原告番号1506は、本件事故後はサーフィンに行くことがなくなったと述べている（原告番号1506本人調書20頁、甲D7・5～7頁）。

しかしながら、同原告は、「公的な発表ではもともと私がサーフィンをしていた永崎海岸・豊間海岸などでは、放射性物質は検出されていないとされています。」、そうした情報はテレビや新聞などで得ていると述べている（同本人調書20頁、甲D7・6頁）。また、同原告によれば、本件事故後、いわき市の海岸でサーフィンをする人はおり、そのことは同原告も認識しているところである（同本人調書20頁）。

以上のようないわき市の各海岸の状況を踏まえれば、同原告が本件事故によってサーフィンを断念することを余儀なくされたものではなく、他の場所でサーフィンをすることも妨げられないことからすれば、同原告の本件事故による損害が基礎付けられるものではない。

（20）原告番号1612

原告番号1612は、本件事故当時、陶芸家として作陶を行っていたところ、平成23年には毎年行っていた個展の開催ができなかったこと、本件事故後は

窯に使う燃料である赤松の入手が困難になったこと、本件事故後に作品の売上が減少したことを述べている（甲D62・6～8頁）。

しかしながら、平成23年7月の個展が見送られた理由は不明であり、いわき市内の状況によって原告の陶芸に係る個展ができない状態にあったとは到底考えられないから、かかる主張によっても、原告の原子力損害が基礎付けられるものではない。

また、本件事故後、燃料である赤松の入手が困難になったという点については、同原告自身、「赤松材の薪は、松くい虫による被害の影響で事故前から手に入りにくくなってはいました」と述べており（甲D62・7頁）、本件事故後にさらに赤松の入手が困難になったことと本件事故との関連性は何ら明らかにされておらず、上記事情は、本件事故と相当因果関係のある精神的損害を基礎付ける事情には当たらない。

さらに、同原告の営業損害について、被告東京電力は、同原告が既に平成24年1月時点では作陶を再開していたにもかかわらず（同本人調書22～23頁）、平成23年3月から平成27年7月分までの期間及び平成27年8月以降の将来分として直近の逸失利益の2倍相当額の賠償金を賠償しており（乙D6の4、原告番号1612本人調書26～27頁）、かかる賠償がなされていることも踏まえれば、これを超える損害は認められない。

（21）原告番号1624

ア 原告番号1624は、平成24年頃から動悸の症状が出ており、本件事故の放射線による健康被害ではないか心配している旨主張している（甲D57・9頁）。

しかしながら、上記症状が本件事故の放射線の影響によるものであることを示す証拠はなく、むしろ、同原告自身も、「最初は原発のせいかなと思ったんですが、そんなこともないだろうと。今は、その後は何ともないんで。」（原告番

号1624本人調書33頁)と述べていることからしても、上記事情は、原告の損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号1624は、同1625(妻)が避難生活中に重い水の確保のために腕を悪くし、現在でも妻の腕の痛みは治っていない旨主張しているが(甲D57・3頁)が妻の腕に痛み等の障害が生じていることやその痛みが現在も継続していることを裏付ける客観的な証拠は何ら提出されておらず、上記事情も、原告の損害を基礎付けるものではない。

(22) 原告番号2005

ア 原告番号2005は、本件事故当時に同居していた同2004(夫)及び同2006(長女)に加え、東日本大震災後に様子を見に来た訴外長男と4名で、平成23年3月14日から同年5月1日までの間、埼玉県上尾市にある訴外長男が一人暮らしをしている一軒家に避難しており、避難先では、連れて行ったペットの犬や猫が、環境の変化によって吠えたり、痩せたりするようになったと述べている(原告番号2005本人調書、甲D61の1・4頁)。

しかしながら、訴外長男の一軒家は、1階には4畳半の和室と台所があり、2階には3部屋ある2階建ての建物ということであり(同本人調書25頁)、家族4名とペットが約1か月半の間生活するに当たって狭すぎるということはない。また、犬が吠えるようになったのは、避難開始後1か月ほどしてからということであり、猫についても体重の変化はあったものの、病気にかかるなど健康面に影響があったことは明らかにされていない。

さらに、そうした避難生活も、避難開始から約1か月半後の平成23年5月1日には終了している。夫は、同日、いったんいわき市久之浜町の自宅に戻ったものの、同日中に、訴外長男宅にとんぼ帰りしたということであるが、あくまで業務上の都合ということであり、本件事故の放射線の影響によっていわき市久之浜町の自宅で居住し得ない状況がその後も継続したものではないから、

本件事故による避難を継続したものということはできない。

したがって、同2005が述べる上記のような事情は、同原告の損害を何ら基礎付けるものではない。

イ 原告番号2005は、平成23年5月1日以降のいわき市久之浜町の自宅での生活においても、放射線被ばくの不安があったことを述べている（原告番号2005本人調書14頁以下、甲D61の1・5～6頁）。

しかしながら、同原告自宅の空間放射線量は、帰還直後の平成23年5月3日時点でも、屋内が毎時0.42マイクロシーベルトと毎時3.8マイクロシーベルトを大きく下回っており（甲D61の1・5頁）、同原告が本件事故後に自宅で栽培している米や野菜は、放射性物質濃度が1キロ当たり20ベクレルを下回るものも収穫できており、そうした米や野菜は家族で食べているということである（同原告本人調書28頁）。

さらに、同原告は、本件事故後の生活においては、換気扇をなるべく回さない、洗濯物を外に干さないといった被ばく対策を行っていたということであるが（甲D61の1・5頁）、平成23年7月頃には近隣でも洗濯物を外に干す住民が増えてきたために、それ以降は洗濯物を外に干しているということである（同本人調書34～35頁）。

したがって、同原告が述べる本件事故後における生活上の支障は極めて軽微な行動上の留意を述べるにすぎず、原告の損害を基礎付けるものではない。

ウ 原告番号2005は、本件事故によって、いわき市久之浜町の地域環境は一変し、農業に影響が出ているほか、お裾分けの機会も減っていると述べている（原告番号2005本人調書21頁以下、甲D61の1・6頁以下）。

しかしながら、いわき市久之浜町の地域環境への変化については、前記第2で述べた本件津波による壊滅的な被害の影響が寄与していると考えられるほか、農業については、同原告自身、「山間地なので、私の住んでいるところは耕地整理もできない状況なんです。」「もともと余り後継ぎというか、農業する世帯が

少なくなってきた」(同本人調書3頁, 22頁)と本件事故以外の要因や本件事故以前から離農が進んでいたことを述べている。

そうした中でも、いわき市久之浜町においては、平成23年5月頃から、近隣住民が営農を再開しており、本件事故後もタケノコなどご近所間でお裾分けが行われている。加えて、いわき市久之浜町の波立海岸で採れるシュウリガイ(カラスガイ)については、「地元の方は、放射能を測ったらシュウリとかは大丈夫とかというような話で、貝毒とか出る時期でも、地元の方は波立のシュウリはみんな大丈夫だ、貝毒なんてないんだって言って食べていますから。」と述べている(同本人調書22頁)。

このように、いわき市久之浜町においては、本件事故以前から離農が進んでいるものの、同原告自身はもとより、地域の営農や漁業についても引き続き行われている。したがって、同原告が述べる上記事情は、同原告の損害を基礎付けるものではない。

(23) 原告番号2041

ア 原告番号2041は、本件事故当時、いわき市内において、和食店「和乃膳貴介」を経営していたところ、本件事故後は、平成23年4月17日頃に営業を再開して以降、近海物を安価で仕入れることができなくなった、売上が減少したままである、地元産の食材を使ったおいしい和食を提供することができなくなったと述べている(甲D21・3～5頁)。

しかしながら、「和乃膳貴介」の平成23年3月から平成26年12月分までの営業損害については、ADR手続において、仕入れ値が高騰したこと、客単価が減少したこと等の同原告の説明を踏まえて審理が行われ、同原告は提示された和解案を受諾し、被告東京電力から賠償金を受領している(原告番号2041本人調書32, 42頁)。また、同原告は、平成27年1月以降の営業損害については、被告東京電力に対して賠償請求をすることすらしていない(同本

人調書33頁)。

このように、被告東京電力は、同原告が経営する「和乃膳貴介」に関する営業損害については、ADR手続において、その具体的事情が十分に加味され、審理された結果としての和解契約に基づき、平成23年3月から平成26年12月分までについて賠償金を既に支払っているのであり、同原告が述べる「和乃膳貴介」の営業損害やその営業上の精神的な苦労というものは被告東京電力の営業損害に関する賠償金によって填補されている。

この点について、同原告は、ADR手続における営業損害の金額について、「全然下がって、納得できる数字ではなかったです。」とも述べているが(同本人調書42～43頁)、上記のとおり、ADR手続における営業損害の金額は、同原告の具体的な主張や各事情を加味して審理された結果である。そもそも、同原告の説明によれば、本件事故直後ではないが、段々といわきが活気付いてきて、平成23年6月、7月、8月と月日が経過する中で、新たにいわき市内で開業したファミリーレストランが大いにお客さんが入っていた、などと説明しており(同本人調書31～32頁)、いわき市内の飲食店の間での競争が生じていた状況にあったから、「和乃膳貴介」の売上減少が本件事故と相当因果関係を有する範囲は限定的であったものと考えられる。

したがって、同原告が述べる上記事情によっても、上記既払金を超えて、原告の損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号2041は、その子供ら(同2043及び同2044)について、放射能による健康不安がある旨述べている(甲D21・6～7頁)。

しかしながら、同原告は、その子供らについて健康不安があると述べつつも、当該子供らを含む世帯全員についてホールボディカウンター検査を受けていないほか(原告番号2041本人調書30頁)、本件事故に起因して健康状態に変化が生じた事実は何ら明らかにされておらず(なお、前記第2で述べたとおり、本件事故の放射線による影響によって同原告が「ちくのう症」に罹患したとい

うことを確認できる説明ないし資料は一切提出されていない。), 同原告の世帯全員について, 本件事故の放射線による健康への影響はなかったと考えられる。このように, 同原告が述べる健康被害への不安は, 科学的根拠に基づかない漠然とした危惧感にすぎず, 原告らの損害を基礎付けるものではない。

(24) 原告番号2245

ア 原告番号2245は, 平成23年3月15日から同月26日までの避難先である猪苗代町の温泉旅館は, バリアフリーに対応しておらず, 重度の身体障害を抱えた訴外長女を伴っての避難生活には大変な苦労が伴ったと述べている(原告番号2245本人調書7~9頁, 甲D70・3~4頁)。

しかしながら, 同原告は, 本件事故当時における訴外長女の身体の状態について, 「四つん這いで移動して, トイレが様式で手すりがあればトイレも自分で使用することができます。言葉の方は吃音が混じるんですけど, 言葉も話せませし意思疎通は十分にできています。», 「ヘルパーさんの助けを借りながら, 一人で寝泊まり」できる状態であると述べている(同本人調書6頁, 甲D70・2頁)。このことからすると, 訴外長女は, バリアフリーに対応していない避難先の温泉旅館においても, 一人で寝泊まりでき, 一定の身の回りのことについては自分で行うことができたと考えられる。

また, 同原告, 訴外妻及び訴外長女の3名は, 震災から5日後の平成23年3月26日からはバリアフリーに対応したいわき市平にある本件事故当時の訴外長女宅での生活を再開しており, 温泉旅館での避難生活は約10日間という短期間で終了している。

したがって, いずれにせよ, 同原告が訴外長女について述べる上記事情は, 親である原告自身の損害を基礎付けるものとはいえない。

イ 原告番号2245は, いわき市への帰還後の生活においても, 被ばくへの不安があり, 食生活への支障や趣味である山歩きにも出掛けることが少なくなっ

たと述べている(原告番号2245本人調書12頁以下,甲D70・4～9頁)。

しかしながら,同原告の自宅があるいわき市小川町の空間放射線量は,平成23年6月時点で,一部集落を除き,毎時0.15ない0.20マイクロシーベルトであり,行政による自宅屋外の空間放射線量の測定(10地点程度)を受けた際には,雨樋下の1地点が毎時0.45マイクロシーベルトであったほかは,いずれも毎時0.23マイクロシーベルトを下回っていたと述べており,毎時3.8マイクロシーベルトを大幅に下回っている(同本人調書13頁,26～27頁)。

また,同原告は,平成23年4月半ば頃からは自家消費野菜の栽培を再開しており,本件事故後に収穫した野菜については,シイタケを除き,検出限界値を超える放射性物資は検出されておらず,平成23年7月からはこれを食しているほか,本件事故後も福島県産の米を購入して食しているということである。また,同原告は,本件事故後は,本件事故当時に飲料水として使用していた桐ヶ丘神社の湧水を使用していないが,同湧水は東日本大震災の地震によって水脈が変わり枯れてしまったということであり,かかる事情は本件事故と相当因果関係を有するものではない(同本人調書2～3頁,15頁,25～26頁,32～34頁)。

さらに,避難指示区域外における登山は,本件事故後も何ら制約されておらず,実際に,同原告が本件事故当時から所属している,いわき市住民の登山サークルは,平成23年10月から活動を再開しており,現在はいわき市内の山も登山している(同本人調書27頁)。

以上によれば,同原告が述べる上記事情は,原告の損害を基礎付けるものではない。

ウ 原告番号2245は,平成23年6月に山形県天童市の借上げ住宅を借り(ただし,賃料の負担はない。原告番号2245本人調書34～35頁),月に数回,訴外長女や訴外孫を連れて同借上げ住宅で寝泊まりしていたが,同借上げ住宅

といわき市の往復が経済的負担となり、平成24年9月には同借上げ住宅を解約したと述べている（同本人調書14～15頁，甲D70・10～11頁）。

しかしながら，同原告が「天童に定住していたわけではありません」と述べているとおり，同原告は同借上げ住宅に生活の本拠を移していたものではなく，基本的にいわき市内で生活を送っていたものである。そして，前記イでも述べたとおり，自宅のあるいわき市小川町の空間放射線量は本件事故の放射線の影響によって居住し得ない状況にはないから，原告がその判断で同借上げ住宅との往来を任意にしたとしても，本件事故による損害には当たらない。

(25) 原告番号2272

ア 原告番号2272は，本件事故後に，フランスや東京に在住している友人や息子から避難した方が良いのではないかと連絡があり，近隣住民も避難している様子があり，同原告の訴外妹夫婦も避難する予定を述べていたことから不安を感じて，平成23年3月17日に訴外夫と避難を行ったと述べている（甲D3・2～3頁）。

しかしながら，同原告は，避難開始から11日後の同月28日には帰還していわき市の自宅での生活を再開し，帰還した翌日から1か月間はいわき市内で炊き出しのボランティアに参加していたとのことである（原告番号2272本人調書20～21頁）。そのような時期に帰還した経緯についても，同原告は，いわき市で断水が解消されたことやボランティアに参加したかったということを挙げている（同本人調書6～7頁，20～21頁）。

以上によれば，同原告が避難を行ったのは，断水が生じていた自宅での生活が不便であり，また周囲の人物からの勧め等もあって，念のため避難を行ったものであり，自己の生命身体に対する切迫した不安に基づくものではない。

したがって，同原告が述べる上記事情は，原告の損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号2272は、平成23年3月17日から同月28日までの避難先での生活において、血圧が140ないし150までに上がったことや便秘の症状があったこと、訴外夫は避難直後から胃痛の症状が出て、自宅への帰還後に胃がんであったことが判明したと述べている（原告番号2272本人調書6頁，18頁）。

しかしながら、同原告及び訴外夫は、本件事故後に受けた放射線被ばく量の検査においても、健康に悪影響を及ぼす程度の放射線被ばくをしている事実は確認されていないほか、同原告は本件事故以前から高血圧症であり（同本人調書6頁）、本件事故前との比較でさらに血圧が上昇したことや便秘症について本件事故との相当因果関係は客観的に明らかにされていない。

したがって、同原告が述べる上記事情は、原告の損害を基礎付けるものではない。

ウ 原告番号2272は、本件事故後は、水道水を飲まなくなったほか福島県産の食材を避け、洗濯物等を外に干すことも控えており、こうした被ばく対策を令和元年当時またはその直近まで続けていたと述べている（原告番号2272本人調書22～24頁）。

しかしながら、いわき市における井戸水や水道水に含まれる放射性物質量は、平成23年4月18日以降現在まで全て検出下限値未満となっており、安全性が確保されており（乙C31の3）、市場で流通している食品についても安全性が確保されているほか（乙A53）、自主的避難等対象区域においては、洗濯物を室内に干すことについても何ら必要とされていない。

また、同原告は、上記のような被ばくへの不安を述べる一方で、本件事故後の半年間程度はいわき市内の温泉に日帰りに通っており、温泉の放射性物質については、ほとんど気にならなかったと述べているほか（同本人調書23頁）、自宅の空間放射線量の測定についても、平成23年10月以降は、測定結果が「かなり低くなっている」ことから、測定を行わなくなったと述べている（同

本人調書24頁, 33頁)。

以上からすれば, 同原告の被ばく対策は, 客観的な危険に対する必要な措置ではなく, 自己の判断で自己が気になるものについて行っていたというものであって, 原告の損害を基礎付けるものではない。

(26) 原告番号2304

ア 原告番号2304は, 周辺住民が避難していく中で, 同原告, 妻である同2305及び訴外母は避難できず, 不安であったと述べている(甲D4・3~4頁)。

しかしながら, 自主的避難等対象区域であるいわき市の空間放射線量は, 平成23年4月以降, 毎時3.8マイクロシーベルトを大きく下回っており(乙A58の1ないし乙A58の30, 乙C27の1ないし乙C27の61), 客観的に健康に影響を及ぼすものではなく, このことは本件事故直後から新聞報道等を通じて繰り返し情報提供がなされているほか(乙C31の1ないし乙C31の3等), 同2304は, 本件事故後に一時避難したとされる自宅の周辺住民の帰還時期について, 「1週間ぐらいで大体戻ってきたんじゃないかな」と述べている(原告番号2304本人調書17頁)。

上記のようないわき市内の状況や周辺住民の帰還時期からすれば, いわき市は本件事故後に滞在することで放射線による健康影響を懸念すべき状況にはなく, 同原告が述べる不安は, 原告の損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号2304は, 本件事故発生直後のいわき市内は, ガソリンや生活物資が入ってこないなど大変な混乱状況にあったと述べている(甲D4・4頁)。

しかしながら, 本件地震や本件津波による被害によって物流に混乱が生じ, 生活物資の品薄状態が生じたものと考えられるのであり, そのような中でも, いわき市では, 平成23年3月中から複数のスーパーが営業しており, 原告番号2528のメモ(甲D54の3)においても, ヨークベニマルいわき泉店,

スカイストア，ヨークベニマル内郷店，タウンモールリスポ，鹿島ショッピングセンターエブリアが営業していたことが明らかにされている。また，同原告自身，同原告の自宅と同じいわき市内郷高野町に所在する訴外母の介護施設においては，本件事故発生から約1か月後には，「断水だけではなくて，ガソリンの問題とか，食べ物の問題とかが解決」したことを述べている（原告番号2304本人調書15～17頁）。

上記のとおり，同原告が述べるいわき市内の混乱状況は，他の地域と同様に，本件地震・本件津波によって生じたものであり，本件事故による損害を基礎付けるものではない。

ウ 原告番号2304及び同2305（妻）は，本件事故により，自家消費用の野菜作りや自宅の庭になる果物の収穫を一時中断し，同2304については趣味だった海釣りをしなくなったとして，「自然豊かな生活環境が失われた」と述べている（甲D4・4～6頁）。

しかしながら，いわき市においては本件事故後に営農が制限された事実はなく，同2304らも本件事故後の平成24年3月以降野菜作りを再開して食しており，栽培した野菜からは基準値を超える放射性物質も検出されていない。果物についても，平成25年から放射性物質濃度を測定することなく食している（以上，原告番号2304本人調書11頁，13頁，17～18頁，24頁）。また，同2304は，本人尋問において，趣味の海釣りについては本件事故以前にやめていると述べている（同本人調書20～21頁）。

以上によれば，本件事故によって同2304らの「自然豊かな生活環境が失われた」とは認められず，同2304が述べる上記事情は，原告の損害を基礎付けるものではない。

(27) 原告番号2497

ア 原告番号2497は，「中学校に勤務し，特に進路担当（3年生）でもあつ

たため、避難を躊躇してしまうという事情も」あって避難をしなかったが、「本当にいわきから避難しなくてよかったのかと、今も葛藤してしまいます」と述べているが（甲D55・16頁），同原告は，本件事故直後に，当時未成年であった子供らだけでも実家のある福島県須賀川市に避難させることも考えたものの，「やっぱり放射線に関しては，そう大きな差はないし，自宅の方が人に気を遣わないで生活できるので，そういう選択をした」と述べており（原告番号2497本人調書29～30頁），かかる供述の内容からしても，本件事故による同原告の損害は認められない。

イ 原告番号2497は，本件事故後は，食材や水も気を付けており，洗濯物も外に干さないようにしていたと述べている（甲D55・16～17頁，原告番号2497本人調書41頁）。

しかしながら，そもそも自主的避難等対象区域であるいわき市において，自己の判断で念のために生活上注意するとしても，そのことによって原告らの法的損害が基礎付けられるものではない。

ウ 原告番号2497は，いわき市の薄磯海水浴場には東日本大震災前の平日昼間には海水浴客がまさに数え切れないほどいたが，平成30年の夏休みの教師の見回りとして同海水浴場に行った際に平日午後1時ぐらいに海水浴客が100名ほどしかいなかった，海水浴客が少ないことは本件事故による放射線量を懸念していることによるものであると述べている（甲55・14～15頁）。

しかしながら，かかる事情は，そもそも同原告の個人的法益に対する侵害を何ら基礎付けるものではなく，失当である。

(28) 原告番号2501

ア 原告番号2501は，本件事故後，水産物について常磐物は購入していない，農産物について本件事故後しばらくは地元産を購入していなかったなどと述べている（甲D69・5～6頁）。

しかしながら、同原告は、農産物について、本件事故後しばらくの間は、「いわき産、福島産のものは買っていませんでしたが、いつの間にか地元産のものも買って食べるようになっていました。ほうれん草などの葉物野菜は、福島県産と茨城県産があれば、福島県産のほうを買っています。それは、福島県産の方が、放射性物質の検査をしているだろうと思うからです。」などと述べている（甲D69・5～6頁）。また、水道水については、基本的に本件事故直後から復旧した水道水を飲料用や料理用に使用していた（原告番号2501本人調書20頁，甲D69・5～7頁）。

どのような産地の食材を選択するかは原告らの自由な選択に基づくものであり、いずれにせよ、かかる事情によって原告らの損害が基礎付けられるものではない。

イ 原告番号2501は、本件事故当時、訴外次女を妊娠していたという事情があるが、同原告は、本件事故前からの予定どおり、いわき市内の「医療センター」において出産しており、妊婦検診のために同医療センターに通っている（原告番号2501本人調書25～26頁）。

また、同原告は、訴外次女の出産後、訴外次女が成長し走り回れるようになったころには、公園などで外遊びをすることをさせており（甲D69・7～8頁）、訴外次女が通っていたさくらんぼ保育園においても外遊びはできていたのであるから（同本人調書27頁）、その発育上も特段の問題が生じたという事情は確認できない。

したがって、かかる事情をもって、同原告に本件事故による損害が発生したとは認められない。

（29）原告番号2528

ア 原告番号2528は、本件事故後に隣人が避難したことや、いわき市の空間放射線量が平成23年3月15日に毎時23.7マイクロシーベルトを記録し

たこと等から恐怖感が募り、同月16日の朝に同居していた訴外母と避難したことを述べている（甲D9・2～3頁）。

しかしながら、自主的避難等対象区域に属するいわき市の空間放射線量は、平成23年4月以降、毎時3.8マイクロシーベルトを大きく下回っており（乙A58の1ないし乙A58の30、乙C27の1ないし乙C27の61）、客観的に健康に影響を及ぼすものではないこと（乙C31の1ないし乙C31の3等）は、同原告自身も、平成23年3月18日から同月20日頃にかけてテレビのニュースやラジオで見聞きしており（原告番号2528本人調書20～23頁）、実際に、同原告の自宅から自動車通常15分から20分程度の距離にある叔母宅を避難先とするものであり、翌日の17日昼過ぎには自宅に帰宅している（避難期間約1日）。

したがって、同原告が、本件事故後に、念のため自宅近くの親戚宅に1日滞在したとしても、このことをもって本件事故による損害に当たるとは言えない。

イ 原告番号2528は、本件事故後における自宅での生活では、放射線被ばくの不安を抱えており、飲み水については井戸水の使用を避け、食品についても福島県産の物の購入を避けていたことを述べている（甲D9・8～11頁）。

しかしながら、いわき市における井戸水や水道水に含まれる放射性物質量は、平成23年4月18日以降現在まで全て検出下限値未満となっており、安全性が確保されており（乙C31の3）、市場で流通している食品についても安全性が確保されている（乙A53）。また、同原告の自宅屋内（居間）の空間放射線量は、平成23年7月及び同年8月の時点で、毎時0.12ないし0.15マイクロシーベルト（地上1メートル地点）と毎時3.8マイクロシーベルトを大きく下回っている（原告番号2528本人調書16～17頁、26頁、甲D54の4、甲D54の5）。また同自宅では、本件事故後に井戸水について放射性物質濃度の測定を受けておらず、そもそも放射性物質による汚染自体確認されていないほか、平成23年3月末頃に本件地震による断水が解消して以降は、

料理や飲み水には水道水を使用しており（同本人調書 22～24 頁）、本件事故により飲料水を確保できない状況は生じていない。

さらに、同原告は、平成 24 年にいわき市で農業をしている親戚からお裾分けを受けたタケノコやジャガイモについて放射性物質濃度の測定を受けたところ、基準値を超える放射性物質濃度は検出されず、これを食しているほか、同年からは自宅の庭で採れるフキについて放射性物質濃度を測定することなく食べている（同本人調書 24～25 頁）。

加えて、同原告は、放射線被ばくへの不安を述べる一方で、本件事故後に、同原告自身及び同人の訴外母のいずれも放射線被ばく量の検査については受けたことがないと述べている（同本人調書 27 頁）。

以上によれば、同原告が述べる事情からは、同原告が本件事故後に飲み水や食品について一定の注意を払っていたことが窺われるものの、これによる生活への実際の支障は軽微なものにとどまっており、本件事故による損害を基礎付けるものではない。

ウ 原告番号 2528 は、本件事故により福島県の自然が汚染され、県内の農作物や水産物の販売にも影響が出ており、避難指示区域内の史跡の中には、現在も訪れることができないものもあると述べている（甲 D 9・8 頁，12～13 頁）。

しかしながら、こうした同原告が述べる事情は、いずれも福島県の自然環境や産業等に対する被害状況について述べたものであって、同原告自身の個人的法益の侵害を言うものではないから、本件事故による原告らの損害には当たらない。

（30）原告番号 3133

ア 原告番号 3133 は、その子供ら（同 3134 ないし同 3136）について、放射能による身体への影響について不安がある旨述べている（甲 D 18・9～

10頁)。

しかしながら、同3135(三女)及び同3136(長男)について甲状腺の検査をした際、嚢胞がそれぞれ2,3個見つかったものの、「医師からは大丈夫であると言われました」と説明するほか(原告番号3133本人調書31頁,甲D18・10頁),同原告の子供ら全員がホールボディカウンターの検査を受けた結果、「大丈夫でした」と説明しており、本件事故の放射線によって同原告らの健康に具体的な障害が生じていることを窺わせる事情は何ら存在しない(同本人調書31頁)。むしろ、上記のとおり、同原告の子供らについては、放射能による身体への影響について専門的な検査を受け、その結果、異常がないことが確認されているのであるから、同原告が述べる健康被害への不安は、科学的根拠に基づかない漠然とした恐れにすぎないものといえる。

また、原告本人尋問の結果等からは、本件事故後に、本件事故に起因して健康状態に変化が生じた事実は一切確認できず、本件事故の放射線による健康への影響はなかったと考えられる。このように、原告らにおいて本件事故による具体的な健康被害が確認できないことからしても、原告番号3133において、具体的な健康被害への不安があったとは考え難いといえる。

したがって、同原告が述べる上記事情は、被告東京電力の既払金を超える精神的損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号3133は、本件事故当時、いわき市内の保育園(好間保育所)で保育士として勤務していたところ、当該保育所では、本件事故後に、自然との関わりを大切にしていた教育方針を取れなくなってしまったと述べている(甲D18・5～9頁)。

しかしながら、当該保育所においては、平成23年3月26日から業務を再開しており(原告番号3133本人調書1～3頁,甲D18・3～4頁),本件事故後の一定期間においては、保育環境に変化が生じたとしても、そのことをもって、原告の個人法益に対する侵害であるということとはできない。

また、当該保育所では、平成23年秋頃には、園庭での外遊びを開始し（同本人調書13～14頁）、同じ頃、屋外での運動会が予定されるに至り、屋内で開催された理由は雨天によるものであったとのことであり（同本人調書37～38頁）、本件事故後、自然との関わりを大切にした教育方針を取れなくなってしまったとはいえない。

2 原告本人尋問は実施されず、陳述書のみ証拠提出する原告について

原告番号1165、同1206、同1239(妻)、同1318、同1332、同1579、同2136及び同2281は、本件事故による被害状況やこれに伴う精神的苦痛の内容について述べる陳述書を証拠提出しているが、当該原告らについては原告本人尋問が実施されていない（原告番号1108も同様であるが、訴え取下げの申し出がなされている。）。

一般的に、陳述書は、自己の立場を有利にすべく、全体を首尾一貫したものとして作文したり、曖昧な認識しかないのに断定的な記載をする誘因が大きいものであり、誤った内容が入り込む類型的な危険が存するのであるから、反対尋問によりこの点の確認を経ない陳述書は、証拠価値を極めて限定的に捉える必要がある。また、当該原告らの陳述書の内容は概して具体性に乏しく、事実関係を裏付ける客観的な証拠も提出されていない。

したがって、かかる原告本人尋問を経ない陳述書によって明らかにされている原告らの被害状況や精神的苦痛の内容については、そのまま判決の基礎として認定することは相当でなく、仮に判決の基礎として認定が行われるとしても、以下で述べる客観的事実や原告らの事情等も踏まえて、抑制的に行われることが必要であることに留意すべきである。

(1) 原告番号1165

ア 原告番号1165は、本件事故の放射線による健康被害に強い不安をもって

いる旨述べているものの（甲D12の1・5頁）、同原告やその家族に放射線に起因する健康被害が生じていることや、同健康被害を懸念すべき具体的事情は何ら主張・立証されておらず、また、健康被害を懸念していれば通常とであろう検査受診等の行動についてもなんらの主張がなされていない。したがって、上記事情は、当該原告の損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号1165は、本件事故の影響により、東京都在住の三男の子（平成23年生まれ、同原告の訴外孫）をいわき市に呼んで一緒に遊ぶことができなくなってしまった旨述べている（甲D12の1・7頁）。

しかしながら、同原告については本人尋問が実施されておらず、同原告が訴外孫と会っている頻度や、同原告の希望どおりに訴外孫と会うことができている原因が本件事故の影響によるものなのか等につき、反対尋問による検証を経ているのであるから、上記事実関係を鵜呑みにすることは相当ではない。

したがって、同原告の上記事情についても、原告の損害を基礎付けるものではない。

（2）原告番号1206

ア 原告番号1206は、本件事故の発生を受けて、高校生の訴外長女及び中学生の訴外次女（いずれも本件事故当時）のことを考えると避難のことが頭をよぎったとして、避難すべきか否か悩んだ精神的苦痛を述べている（甲D19・3頁）。

しかしながら、同原告は、自宅のあるいわき市「遠野町は全体として放射線量が低く」、「私の居住地周辺については比較的安全だと思いました。」、「事故から1ヶ月位の間だったかと思いますが…情報量は極めて豊富でした。」と述べており（甲D19・3頁）、同原告自身、いわき市内の空間放射線量が健康に影響を及ぼすものでないことを認識しており、結局同原告らは避難をしていない（甲D19・3頁）。上記のようないわき市内の状況や同原告の認識内容から

すれば、同原告が客観的な危険に対するものとは言えない抽象的な危惧感や不安感を抱いたとしても、原告の損害に当たるとはいえない。

イ 原告番号1206は、本件事故による生活への影響として、本件事故当時使用していた沢水の使用を本件事故後の数日間は控え、その間は第三者に貰う湧水を使用していたと述べている（甲D19・3頁）。

しかしながら、いわき市における井戸水や水道水に含まれる放射性物質量は、平成23年4月18日以降現在まで、全て検出下限値未満となっているほか、仮に100ベクレル/kgの水を毎日1リットル、20日間摂取し、その後5ベクレル/kgの水を毎日1リットル、80日間摂取したとしても、子供も含め健康に影響を与えるものではないとされており、このような情報はいわき市の広報誌（乙C31の3）等を通じて情報提供されている。

この点に関して、同原告は、「発表される放射線量、インターネットでの調査などの結果、安全と判断されましたので、事故後十日後からはもとの沢水を飲むようになりました。」と述べており（甲D19・3頁）、同原告が沢水を使用できなかった期間はわずか10日間にとどまる。

上記のとおり、本件事故後もいわき市内における飲料水の安全性は確保されており、同原告が本件事故後に沢水を使用しなかった期間もごくわずかな期間にとどまっていることからすれば、上記事情は、原告の損害を基礎付けるものではない。

ウ 原告番号1206は、本件事故後、販売用の農作物に放射性物質が移行しないよう肥料の変更や汚染の可能性のある土壌の除去等を行ったこと、同原告の居住地における耕作放棄地の増大に伴い獣被害や用水管理の負担も増えたこと、本件事故後における同原告の顧客数が本件事故前の2～3割にとどまっている等の営農上の苦勞を述べている（甲D19・4～5頁）。

しかしながら、いわき市で栽培されている農作物は、野生のきのこ等を除き、そのほとんどが出荷制限の指示が出されていないほか（乙A66）、同市のホ

ームページや広報の紙面上で公表されているデータ（乙A 8 3の1～3）によれば、同市内で栽培・流通している農作物の安全性は確保されている。

また、同原告の居住地における耕作放棄地や獣被害の増大が本件事故と相当因果関係を有するものであることについては、何ら客観的な裏付けがない。この点に関して、同原告は、「元来が、高齢者が中心の農業」であり、「事故前から入定地区（被告訴訟代理人注：「入遠野地区」の誤記と思われる。）の農家は青色吐息」、本件事故以前から「地域の人口も老人が死亡し若い人が出ていく一方」という事情も挙げている（以上、甲D 1 9・3～6頁）。さらに、同原告の顧客数が本件事故前に比して減少しているとの事実は何ら客観的な裏付けがなく、売上等の減少による損害の発生及び損害額についても何ら具体的に明らかにされていない。

以上によれば、同原告が述べる上記事情は、原告の損害を基礎付けるものではない。

（3）原告番号1 2 3 9

ア 原告番号1 2 3 9（妻）は、本件事故後に水道水や地元産の野菜や魚の摂取や、洗濯物を屋外に干すことを避けるようになり、本件事故から約8年以上が経過した現在も放射線被ばくを気にする生活を余儀なくされていると述べている（甲D 6 8・7～9頁）。

しかしながら、そもそも自主的避難等対象区域であるいわき市においては、本件事故後に上記のような被ばく対策を行うことはそもそも必要ではない。同原告は、国等から提供される水道水や食品の安全性に対する情報には接しており（甲D 6 8・8頁）、いわき市から貸し出される線量計を持って外出していたほか、モニタリングポストなどはよくチェックしていたと述べており（甲D 6 8・10頁）、いわき市の空間放射線量や当該空間放射線量による影響を把握するに足りる情報にも日常的にアクセスできる状態にあったものである。

そのような中で、同原告が、念のため、任意に上記被ばく対策を長期にわたって継続したとしても、そのことをもって本件事故による損害に当たるとみることはできない。

イ 原告番号1239は、本件事故当時は妊娠8ヶ月であり、そのとき妊婦である自分がどのくらい被ばくしたのかとても不安である、将来、子供らの健康に何か影響が出たらどうしようと今でも不安になることがあるとも述べているが（甲D68・11頁）、同原告は、本件事故当時妊娠8ヶ月で平成23年7月2日に同1241（長男）を出産し、その4年後には訴外次男を出産しているところ、陳述書を確認する限り、同1239自身や子供らについてホールボディカウンター検査や県民健康調査において健康上問題がある旨の指摘を受けた事実は窺われず、同原告が述べる不安はあくまで抽象的・漠然的な不安であって、本件事故による損害は認められない。

（4）原告番号1318

ア 原告番号1318は、本件事故後、本件事故以前から横浜在住の訴外長男が盆と正月にしか自宅に寄らないようになったと述べているが（甲D11の1・5～6頁）、遠方で生活をする成人の子の帰省頻度が年に2度であるということは必ずしも少ないということとはできず、本人尋問が未実施であり、本件事故以前の頻度や、本件事故後の事情も不明であって、同事情が同原告の損害を基礎付けるものとは認められない。

イ 原告番号1318は、本件事故後に地元産の果物を送らないでほしいと知人に言われ、また自身も地元産の魚の摂取を避けるようになったと述べている（甲D11の1・6頁）。

しかしながら、そもそも流通する食品についてはその安全性が確保されているものであり、自主的避難等対象区域であるいわき市において、本件事故後に地元産食品の摂取を控える等の被ばく対策を行うことはそもそも必要ではない。

ウ 原告番号1318は、本件事故の放射線による健康不安を述べているが（甲D11の1・6～7頁）、同原告は、甲状腺検査の結果、嚢胞があるとされたものの、経過観察とされ、具体的な異常が確認されたものではない（甲D11の1・6頁、甲D11の2）。したがって、同原告が述べる不安とは、確たる根拠のない漠然とした不安感によるものと言わざるを得ず、原告の損害を基礎付けるものではない。

（5）原告番号1332

原告番号1332は、本件事故後、同居していた同1333（長女）及び訴外次女との間で離散したこと、避難やその後の離散による経済的な負担について述べている（甲D15）。

しかしながら、同1332は、長女及び訴外次女との離散について、同1332が平成23年5月9日にいわき市の自宅周辺の様子を見に自宅に戻ったところ、「既にこの頃には自宅周辺の方々は、一時避難先からほとんどが帰宅していて、平静に戻っている様子」であったことから、同原告はそのまま同市に帰還し、その訴外姉もその1週間後に同市に帰還したということであり、いわき市内で居住することに客観的に支障がないことは広く住民が認識していたのである。その上で、長女は、本件事故以前から予定されていたものと考えられる平成23年4月に北海道石狩市の学校に入学し、夫とともに同学校の家族寮に入居して生活したということであるが、かかる生活は本件事故による避難とは評価し得ないものである。また、長女らは卒業後も北海道で就労したということであるが、その自由な選択によって北海道での生活を選んだものと考えられる。また、訴外次女については、避難先である岡山県倉敷市での生活を続け、現在までいわき市に帰還していないということであるが、訴外次女については本人尋問が未実施であり、それがどのような事情によるものかが一切不明であり、いずれにしても、本件事故当時37歳であった訴外次女の判断によるもの

であると考えられる。

したがって、家族の離散やそれによる経済的な負担については、本件事故と相当因果関係のある精神的損害を基礎付けるものではない。

(6) 原告番号1579

ア 原告番号1579は、本件事故当時は、いわき市田人町の自宅正面にある無人直売所で、同原告が栽培した原木シイタケや野菜、山から採取した山菜等を販売して年収にして20～30万円に相当する売上を挙げていたところ、本件事故後の売上は、本件事故当時の数分の1になってしまったと述べている（甲D22・1～4頁）。

しかしながら、このような本件事故当時の売上について、同原告は、「記録を取っていた訳でないし、税務申告もしていないので、大体のところ」と述べているほか、本件事故当時から「波はありました」と述べている（甲D22・2頁）。

また、同原告が、本件事故後に無人直売所で野菜の販売を再開したのは平成27年頃からということであるが（甲D22・3頁）、同原告が栽培していた原木シイタケについては平成23年4月末頃には出荷制限が解除されており（甲D22・2頁）、いわき市内における野菜の栽培は本件事故後に何ら制限されていないことからすれば、同原告は平成27年以前においても、原木シイタケや野菜の栽培自体は再開していたと考えられる。そうした中で、本件事故後に生じたとされる具体的な減収の状況や、同原告が平成27年頃まで野菜の販売を再開しなかった理由を含め、そのような減収が生じた具体的な理由については、陳述書上明らかにされていない。

したがって、同原告が述べる上記事情は、原告の損害を基礎付けるものではない。

イ 原告番号1579は、本件事故当時においては、上記無人直売所は地域コミ

ユニティの象徴であり、顧客との触れ合いの場でもあったところ、本件事故によって当該無人直売所が失われたほか、訴外子や訴外孫も自宅に寄り付かなくなり、集落が崩壊したと述べている（甲D 2 2・3頁）。

しかしながら、陳述書によれば、同原告が出品していた無人直売所には、本件事故当時、7、8人の周辺住民が出品していたということであるが、当該無人直売所は、「木製の棚を作り、各出品者ごとに仕切りをつけた簡単な設備」であり、「朝品物を棚に並べて、夕方代金を回収」を行う文字通りの無人直売所であったことや（甲D 2 2・1～2頁）、「無人」である以上、顧客との交流も「偶々、買いに来た人と顔を合わせ」て会話をする程度のものであるということであり、当該無人直売所が、どのような意味において「地域コミュニティの象徴」であったのかは具体的に明らかでない。また、同原告の自宅への訴外子や訴外孫の来訪の頻度が本件事故前に比して減少している事実や、その理由についても陳述書上は何ら具体的に明らかにされておらず、同原告の陳述内容からは、本件事故の影響によって集落が崩壊した事実は確認することができない。

他方で、同原告は、本件事故当時の居住地について、「山間の部落に共通する現象として、事故前から高齢化が進み、また、全体は人口減少も進んでいました。」と述べており、仮に同原告の居住地について集落の崩壊が生じているとすれば、このような本件事故以前からの高齢化や人口減少の影響があると考えられる。

したがって、同原告が述べる上記事情は、本件事故による損害を基礎付けるものではない。

（7）原告番号2136

ア 原告番号2136は、同2135（夫）が、本件事故後に体調を崩したために本件事故当時に勤務していた運送会社を解雇され、避難先の病院では、当該夫の体調不良についてうつ病と診断され、現在でも就労不能な状態にあること

を述べている（甲D24・2～4頁）。

そもそも、同2136は、夫が、本件事故後に、本件事故当時の勤務先（運送会社）から自宅待機を命じられていた期間中に、「ストレスからか」体調を崩したと述べるのみで、当該陳述書の記載からは、本件事故の影響によって体調を壊したとは到底認められない。

したがって、同2136が述べる上記事情は、本件事故による損害とは認められない。

イ 原告番号2135ないし同2140（同2135の世帯）は、本件事故後の平成23年4月12日から同年9月までの間、東京都練馬区の避難所（廃校校舎）に避難し、同2136は、かかる避難所での生活について、他の避難世帯16世帯との共同生活で苦勞し、同2135（夫）のうつ病も回復せず経済的にも苦勞したと述べている（甲D24・3～4頁）。

しかしながら、自主的避難等対象区域であるいわき市の空間放射線量は、平成23年4月以降、毎時3.8マイクロシーベルトを大きく下回っており（乙A58の1ないし乙A58の30、乙C27の1ないし乙C27の61）、客観的に健康に影響を及ぼすものではなく、このことは、本件事故直後から新聞報道等を通じて繰り返し情報提供がなされている（乙C31の1ないし乙C31の3等）。そのような中で、同原告らは、自らの判断で避難を行ったものであるが、その点を措くとしても、こうした避難所での生活は、平成23年9月には終了し、同月からは荒川区での戸建て住宅に転居して、プライバシーの確保された住居を確保している。また、夫のうつ病と本件事故の関連性については、何ら明らかにされていないことは、前記アで述べたとおりである。

したがって、同2136が述べる上記事情は、本件事故による原告の損害を基礎付けるものではない。

ウ 原告番号2136は、避難所での生活期間中に、避難指示区域内からの避難者から自主的避難者として異質に見られることがあったこと、避難者の受入れ

に税金を使うなど抗議する者が避難所に訪れたこと、避難先のスーパーで福島県野菜が安売りされていたこと、同2138（次男、当時小学校3年生）が避難先の小学校で同級生から「フクシマ菌」と呼ばれて揶揄われることがあったことを述べている（甲D24・3～4頁）。

しかしながら、原告が、避難所での生活期間中に見聞したことの内容は必ずしも明確ではなく、原告の個人的法益に対する侵害があったとは解することができない。また、次男に対する同級生からの揶揄については、その具体的な事情が不明であるが、仮にそのような揶揄がされたとしても、それは第三者の悪意に基づく行動であって、本件事故と相当因果関係を有するものとはいうことができない。

したがって、同2136が述べる上記事情は、原告らの損害を基礎付けるものではない。

（8）原告番号2281

ア 原告番号2281の夫であり、筋ジストロフィーの身体障害をもつ同2280は、本件事故発生当時まで約9年間にわたり福島県檜葉町のタクシー会社に運転手として勤務していたものの、平成23年3月末に同社事業所が閉鎖されたことに伴い失職した（甲D2・3頁）。さらに、同夫は、同2281とともに約1か月にわたる親族方への避難生活を送った後、医師から、「避難生活を送るうちに歩行能力が低下し、就労不能となっている。」との診断を受けたことが窺われる（甲D2・6頁）。

しかしながら、夫はタクシー運転手の職を失った時点で63歳であったものであり、「70歳ぐらいまでは稼働することを予定していた」ものであるところ、被告東京電力は、夫に対し、本件事故発生日から平成30年2月28日までの約7年間にわたる就労不能損害合計1359万1044円を含む合計1548万3917円を支払済みであって、夫が身体障害を有することなども考慮した

十分な賠償を実施済みである。

イ 一方、原告番号2281は、自らも先天性股関節脱臼という身体障害をもち、約1か月の避難生活中に「自宅と異なる環境に長く置かれたことから、股関節の調子が悪くなり、その後再手術を余儀なくされています。」と述べているが（甲D2・2頁，5頁），同原告については，かかる陳述のみであり，再手術の事実や，本件事故との因果関係を示す客観的な証拠は全く提出されていないから，その基本的事実関係を確認できないのであって，同原告の損害を基礎付けるものではない。

3 その他の原告について

(1) 原告番号1421ないし同1424，同1661，同1705，同2182

原告番号1421ないし同1424（世帯番号1-197），同1661（世帯番号1-272-1），同1705（世帯番号1-287）及び同2182（世帯番号2-71）は，直接請求手続においては，本件事故当時の住所として，それぞれ，被告東京電力準備書面（29）の別紙で明らかにした各世帯の世帯構成員と同一の住所を申告しており，かかる各世帯の世帯構成員と同一世帯を構成していたものと認められるから，世帯構成員間での弁済の相互充当を行うに当たっては，被告東京電力準備書面（29）別紙に記載した各世帯の世帯構成員に対する既払金も考慮すべきである。

(2) 原告番号2155

原告らによれば，原告番号2155は，本件事故当時，1週間のうち6日は，原告らが本訴訟で明らかにしている同原告の住所（いわき市の自主的避難等対象区域）で生活し，残りの1日は被告東京電力準備書面（29）の別紙で明らかにした同原告の訴外妻の住所（南相馬市の旧屋内退避区域）で生活していたということである（原告ら準備書面（87））。

しかしながら、このような原告らが主張する事実自体何ら立証されていないほか、仮に原告らが主張する生活実態を前提としても、同原告は、1週間の大部分をいわき市の自宅で生活している以上、同原告の本件事故当時における生活の本拠はいわき市の自主的避難等対象区域にあると認められる。

この点、被告東京電力は、直接請求手続及びADR手続においては、同原告の生活の本拠が、被告東京電力準備書面（29）の別紙で明らかにした訴外妻の住所（南相馬市の旧屋内退避区域）にあることを前提として、同原告の精神的損害145万3200円及び財産的損害383万1409円の合計528万4609円（世帯合計では精神的損害及び財産的損害の合計652万5109円）を支払っている（乙D7・408～409頁）。

被告東京電力の直接請求手続及びADR手続における取扱いからすれば、同原告に対する支払は、自主的避難等対象区域の居住者に対して支払っている賠償額を超える限度で過払いとなるが、本訴訟においては、被告東京電力は、同原告の本訴請求に対して、世帯構成員間での弁済の相互充当を前提とした弁済の抗弁として652万5109円を主張する。

（3）原告番号2162及び同3027

原告番号2162及び同3027は、本件事故当時、自主的避難等対象区域や被告東京電力の自主賠償基準の対象区域（福島県県南地域及び宮城県丸森町）のいずれにも当たらない区域外の地域に居住していたということである（同2162は東京都、同3027は宮城県仙台市）。かかる原告らについては、本件原発からの距離や避難指示区域との近接性等の地理的状況や空間放射線量の状況などからして、本件放射線作用によって法律上保護される利益が侵害される状況にあったとは解し得ないことは、被告東京電力準備書面（25）において述べたとおりであるから、当該原告の請求にも理由がなく、棄却されるべきである。

(4) 世帯番号 2-73-2 (原告番号 2188)

原告番号 2188 は、本件事故当時、県南 9 市町村にあたる地域に居住していたということであるが、被告東京電力は、直接請求手続きにおいて、同 2188 に対して、自主的避難等対象区域の住民に支払っている精神的損害 8 万円、追加的費用 4 万円を支払っている (世帯合計 12 万円、乙 D 7・421 頁)。

被告東京電力の直接請求手続きにおける取扱いからすれば、世帯番号 2-73-2 に対する各支払は、県南地域の居住者に対して支払っている賠償額を超える限度で過払いとなるが、本訴訟においては、被告東京電力は、当該世帯の原告の本訴請求に対して、弁済の抗弁として 12 万円を主張する。

(5) 世帯番号 2-107 (原告番号 2257 及び訴外妻)、同 3-11-2 (原告番号 3020 及び同 3021)

原告番号 2257 (世帯番号 2-107)、同 3020 及び同 3021 (世帯番号 3-11-2) は、本件事故当時、いずれも自主的避難等対象区域に当たる地域に居住していたということであり、同 2257 については、前記 (2) のような二重生活を行っていたとの事情は明らかにされていないことからすれば、同原告の訴外妻 (世帯番号 2-107) も本件事故当時に自主的避難等対象区域に居住していたものと考えられる。

被告東京電力は、直接請求手続きにおいては、世帯番号 2-107 の世帯構成員 (原告番号 2257 及び訴外妻) に対して、同世帯構成員から、被告東京電力準備書面 (29) の別紙で明らかにした訴外妻の住所 (旧屋内退避区域) に居住しているとの申告を受けて、被告東京電力が旧屋内退避区域の住民に対して支払っている精神的損害各 70 万円 (世帯合計 140 万円)、避難・帰宅費用 6 万 6000 円及び住宅等の補修・清掃費用 30 万円を支払っている (世帯合計 176 万 6000 円、乙 D 7・452 頁)。

また、被告東京電力は、直接請求手続においては、世帯番号3-11-2の世帯構成員（原告番号3020及び同3021）に対して、同世帯構成員が旧屋内退避区域に居住していることを前提として、被告東京電力が旧屋内退避区域の住民に対して支払っている仮払金世帯合計160万円を支払っており（乙D7・613頁）、当該仮払金は今日に至るまで未精算となっている。

被告東京電力の直接請求手続における取扱いからすれば、世帯番号2-107及び同3-11-2に対する各支払は、自主的避難等対象区域の居住者に対して支払っている賠償額を超える限度で過払いとなるが、本訴訟においては、被告東京電力は、当該世帯の原告らの本訴請求に対して、世帯構成員間での弁済の相互充当を前提とした弁済の抗弁として、原告番号2257に対しては176万6000円、同3020及び同3021に対しては160万円を主張する。

第4 結語

以上のとおり、原告本人尋問の結果等から明らかになった本件事故後におけるいわき市の客観的状況や、原告らを含むいわき市住民の具体的な生活状況等からは、自主的避難等対象区域の住民に対する平穏生活利益の侵害が認められるべき状況にはないこと、旧屋内退避区域の住民との関係でも平穏生活利益の侵害の程度は大きくなく、少なくとも平成23年4月22日以降においては平穏生活利益に対する違法な侵害があったと評価し得るものではないことに鑑みると、被告東京電力の原告らに対する既払金は、原告らの被害の実情を超える賠償となっている。

また、原告本人尋問の結果等において明らかにされている原告らが本件事故後に被った精神的苦痛や個別事情の内容については、いずれも被告東京電力の各原告に対する既払金を超える損害を基礎付けるものではなく、ましてや、原告らの

共通損害を基礎付けるものと評価する余地はない。

したがって、原告らの請求については、いずれも棄却されるべきである。

以 上